

財形保険

新財形商品

ご契約のしおり・約款

財形積立貯蓄保険
財形住宅貯蓄保険
財形終身年金保険

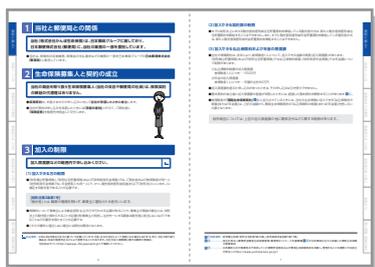
この「冊子」は、ご契約に関する大切な事項を記載していますので、
ぜひご一読ください。

[ご契約のしおり・約款] はじめに

→ この「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

▶ この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。

●ご契約のしおり



▶ 6～43ページ

契約内容(約款)のなかでも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。詳細は約款をご覧ください。

●約 款



▶ 45～101ページ

「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。

▶ この冊子は、このようにお使いいただくと便利です。

「ご契約のしおり」には、お客さまの契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、この冊子をお読みください。

🔍 目的からページを探したい

→ **目的別もくじ** 4～5ページ

? わからないことばがある

→ **用語解説** 104～106ページ

この冊子の記載内容は、2024年10月現在の取り扱いを説明しております。不明な点がございましたら、その時点での最新の取り扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」107ページにお問い合わせください。

に当たって

▶ 「ご契約のしおり」本文の見かた

(注)この見本はイメージです。実際の表記とは異なる場合があります。

欄外のマークについて
マークには、以下のようなものがあります。

- …関連する情報が記載されているページまたは項目を案内しています。
- …この項目に関連するWebサイトを案内しています。
- * …記載内容についてあわせて確認いただきたい事項を案内しています。

「もくじ」にある項目がタイトルになっています。

さらに項目分けしたタイトルです。

そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。

特に注意していただきたい事項を説明しています。

1 保険料の払込方法

1 保険料の払込方法

- 保険料は、勤務先がご契約者に支払う賃金から控除し、「財形貯蓄取扱依頼書」または「覚書」に基づいて勤務先（勤務先が財形事務を事務代行団体に委託しているときは、事務代行団体）が当社の支店または郵便局もしくは集金人に払い込むことになっています。

2 払込保険料額などの通知

- 「毎年2回」（勤務先が指定した時期です。）、すでに払い込んだ保険料の合計額、将来の保険金または年金の支払いのために積み立てられた金額および契約者配当金の額を記載した「【財形保険料】累計額等のお知らせ」を勤務先を通じて交付します。

3 払込代行契約による払い込みの特則

- 「財形積立貯蓄保険」において、ご契約者が「転職、出向または転任したときで、転職先などの事業主が財形貯蓄契約の取り扱いを行っていない場合」は、転職、出向または転任をした日から「2年間」に限り、事務代行団体との間で財形法に規定する払込代行契約を締結し、その締結の日から「1年間」に限り、事務代行団体を經由して保険料を払い込むことにより契約を継続することができます。
- ただし、失効した財形積立貯蓄保険の契約については、この限りではありません。

2 保険料の払込猶予期間と契約の失効

保険料の払い込みが遅れると、契約は効力を失います。

- 保険料は毎月末までに払い込んでください。一時的に保険料の払い込みに差し支えがあるときは、次の例のような「払込猶予期間」が設けられています。
- 「払込猶予期間」内に保険料の払い込みがないときは、「払込猶予期間」の最終日の翌日に契約は効力を失います（「失効」といいます。）、保険金や年金の受け取りができなくなります。
- 保険料の払込猶予期間の例（20日が契約日のとき）

払込時期 (4/1～4/30) 払込猶予期間 (5/1～7/19)

4/1 4/30 5/1 6/1 7/1 7/19 7/20 7/31

1か月目 2か月目 3か月目 失効

失効日7/20

注意

- 財形商品には、契約の復活の取り扱いはありません。

■ 約款参照…財形積立約款・財形住宅約款「第8・9条」、財形終身年金約款「第11・12条」

28

▶ 普通保険約款の名称について【略称】

この冊子では、必要に応じて普通保険約款の名称を以下のとおり【略称】を用いて表示しています。

普通保険約款の名称	略称
財形積立貯蓄保険普通保険約款	財形積立約款
財形住宅貯蓄保険普通保険約款	財形住宅約款
財形終身年金保険普通保険約款	財形終身年金約款

もくじ

ご契約のしおり部分

•目的別もくじ	4ページ
•用語解説	104ページ
•問い合わせ窓口	107ページ

契約に際して	1 当社と郵便局との関係	6ページ
	2 生命保険募集人と契約の成立	6ページ
	3 加入の制限	6ページ
	4 契約の保障(責任)の開始	8ページ
	5 クーリング・オフ制度	8ページ
	6 現在の契約の解約・減額などを前提に 新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ	10ページ
	7 当社からの契約内容などの確認	10ページ
	8 申し込み手続きの際の注意点	11ページ

特長としくみ	1 財形積立貯蓄保険(新財形商品)	12ページ
	2 財形住宅貯蓄保険(新財形商品)	13ページ
	3 財形終身年金保険(新財形商品)	14ページ

保険金などの請求	1 保険金などの請求方法	16ページ
	指定代理請求制度	18ページ
	2 基本契約の保障内容	
	1.財形積立貯蓄保険(新財形商品)	20ページ
	2.財形住宅貯蓄保険(新財形商品)	21ページ
	3.財形終身年金保険(新財形商品)	22ページ
	3 保険金などを支払いできない場合	24ページ
4 保険金を支払いできる事例と支払いできない事例	27ページ	

保険料の払い込み	1 保険料の払込方法	28ページ
	2 保険料の払込猶予期間と契約の失効	28ページ
	3 保険料の払い込みが難しい場合	29ページ

契約後の取り扱い	1 住所などの変更に伴う各種手続き	30ページ
	2 契約者配当金	31ページ
	3 契約の解約と返戻金	32ページ
	4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	33ページ
	5 ご契約者をはじめとした関係者の保護	34ページ

税制など	1 税制上の取り扱い	36 ページ
	2 財形持家融資制度の利用	39 ページ
個人情報および 制度の案内	1 個人情報の取り扱い	40 ページ
	2 非居住者に係る金融口座情報の 自動的交換のための報告制度に関するお願い	40 ページ
	3 生命保険契約者保護機構	42 ページ
身体部位の名称		103 ページ
約款部分		
普通保険約款	○財形積立貯蓄保険普通保険約款	46 ページ
	○財形住宅貯蓄保険普通保険約款	63 ページ
	○財形終身年金保険普通保険約款	83 ページ
特別条項	○指定代理請求特別Ⅱ条項	98 ページ

目的別もくじ

保険のしくみ・保障内容を知りたい



→ この保険商品の特長としくみ、保障内容についての説明があります。

特長としくみ

12
ページ

基本契約の
保障内容

20
ページ

保障って、いつから開始する?



→ 保障の開始時期についての説明があります。

契約の保障(責任)の開始

8
ページ

申し込みを撤回したい



→ 一定の期間内であれば、申し込みの撤回などをすることができます。

クーリング・
オフ制度

8
ページ

死亡した場合などは?



→ 死亡した場合などの手続きについての説明があります。

保険金などの
請求方法

16
ページ

保険金の受け取りができない場合は?

なんで
もらえないの?



→ 保険金などの支払いができない場合についての説明があります。

保険金などを支払い
できない場合

24
ページ

保険料の払い込みが難しい...

保険料を
少なくする
方法が
あるのかな?

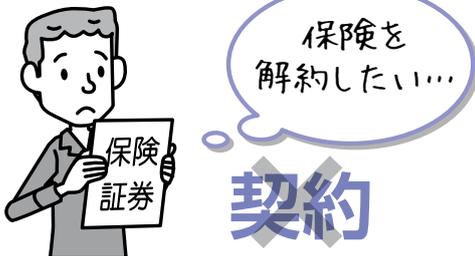


→ 保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

保険料の払い込みが
難しい場合

29
ページ

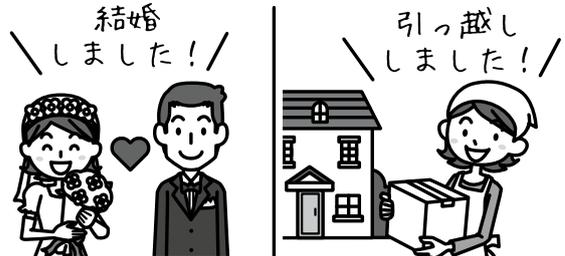
加入した保険をやめたい…



→ 契約の解約時に、知っておいていただきたいことについての説明があります。

契約の解約と返戻金 **32** ページ

名前や住所が変わった!



→ 名前や住所などのお客さま情報に変更があった場合は、お手続きが必要です。

住所などの変更に伴う各種手続き **30** ページ

保険金の税金は?



→ 保険金にかかる税金についての説明があります。

税制など **36** ページ

書いてある用語がわからない



→ この冊子に記載されている用語についての説明があります。

用語解説 **104** ページ

契約について相談したい



→ 問い合わせや相談を受け付ける窓口やコールセンターをご案内します。

問い合わせ窓口 **107** ページ

1 当社と郵便局との関係

当社(株式会社かんぽ生命保険)は、日本郵政グループに属しており、日本郵便株式会社(郵便局)に、当社の業務の一部を委託しています。

- 当社は、保険料の収納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループの日本郵便株式会社(郵便局)に委託しています。

2 生命保険募集人と契約の成立

当社の商品を取り扱う生命保険募集人(当社の支店や郵便局の社員)は、保険契約の締結の代理権はありません。

- 保険契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾したときに成立します。
- 当社が契約の申し込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「保険証券」を勤務先を経由して交付します。



3 加入の制限

加入限度額などの範囲内で申し込みください。



(1) 加入できる方の制限

- 「財形積立貯蓄保険」、「財形住宅貯蓄保険」および「財形終身年金保険」では、ご契約者および被保険者が同一人(財形終身年金保険では、年金受取人も同一人)で、かつ、勤労者財産形成促進法(以下「財形法」といいます。)に規定する勤労者であることが必要です。

【財形法第2条第1号】

「勤労者」とは、職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいいます。

- 保険料について事業主による賃金控除・払込代行が行われる必要があることや、事業主が親族の場合には、財形法上の勤労者と認められることが必要(例:事業主と同居し、生計を一にする親族は勤労者に該当しないなど)であることなどの要件を満たすことが必要です。
- これらの要件に適合しない場合には契約は無効となります。

 Web参照…2024年6月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。また、当社の取り扱う商品は、将来の制度改正などにより変更することがあります。当社の加入限度額に関する最新の情報は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)で確認してください。

(2) 加入できる契約数の制限

- すでに財形法上における勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結することはできません。また、すでに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している勤労者の方は、新たに勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結することはできません。

(3) 加入できる払込保険料および年金の限度額

- 当社の保険契約は、法令により、被保険者1人について、加入できる金額の限度(加入限度額)があります。「財形積立貯蓄保険」および「財形住宅貯蓄保険」では払込保険料総額、「財形終身年金保険」では年金額について制限があります。
 - ①払込保険料総額の加入限度額
被保険者1人につき…550万円
 - ②年金の加入限度額
被保険者1人につき…年額の合計90万円
- 加入限度額を超えた申し込みがあったときは、その申し込みは引き受けできません。
- 基本契約の成立後に加入限度額の超過が判明したときには、超過した基本契約を解除することがあります*①。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」*②に加入されているときには、当社の生命保険に加入できる「払込保険料の総額」または「年金額」は、上記の金額から、簡易生命保険契約の「払込保険料の総額」または「年金額」を差し引いた額となります。

財形商品については、上記の加入限度額の他に関係法令などに関する制限があります。

*①約款参照…財形積立約款・財形住宅約款「第13条」、財形終身年金約款「第17条」

*②……………独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構*③が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

*③……………日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人(<https://www.yuchokampo.go.jp/>)

4 契約の保障(責任)の開始



当社が契約の申し込みを承諾した場合、「第1回保険料(第1回保険料相当額)の払い込み」が完了した時から、当社は保険金の支払いなどの契約上の保障(責任)を開始します。申し込みをただけでは保障は開始されません。

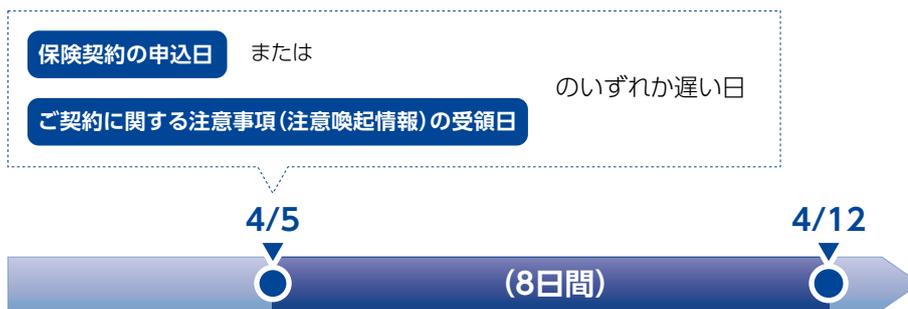
- 当社が契約の申し込みを承諾するかどうかは、加入限度額などに関する内容などを考慮して判断します。
- 当社が契約の申し込みを承諾したときには「承諾の通知」に代えて、ご契約者に「保険証券」※①を勤務先を経由して交付します。
- 保障(責任)開始の日は「保険証券」で確認することができます。

5 クーリング・オフ制度

契約に納得がいけない場合、所定の条件を満たすことで、契約の申し込みの撤回(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者またはご契約者は、「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録(かんぽ生命Webサイト)による通知により、契約の申し込みを撤回(契約成立後は解除。以下「撤回など」といいます。)できます。
- 申し込みの撤回などがあったときは、払い込んでいただいた金額を全額お返しします。
- クーリング・オフの申し出をした後に、保険証券が到着したときは、当社の支店にご連絡ください。

●クーリング・オフの例



- クーリング・オフの申し出ができる期間は、4/12までの8日間です。
- 郵送による場合は、4/12までの消印のあるものが有効となります。

📖 約款参照……………財形積立約款・財形住宅約款・財形終身年金約款「第3章」

※①しおり11P参照…「申し込み手続きの際の注意点」

【通知方法】

● 契約の申し込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

① 来店による通知

以下のものをお持ちの上、当社の支店に申し出てください。

- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類
(健康保険証、運転免許証など(原本))
- イ 申込内容を確認できるもの
(保険契約申込書(お客さま控え)など)

② 電磁的記録(かんぽ生命Webサイト)による通知

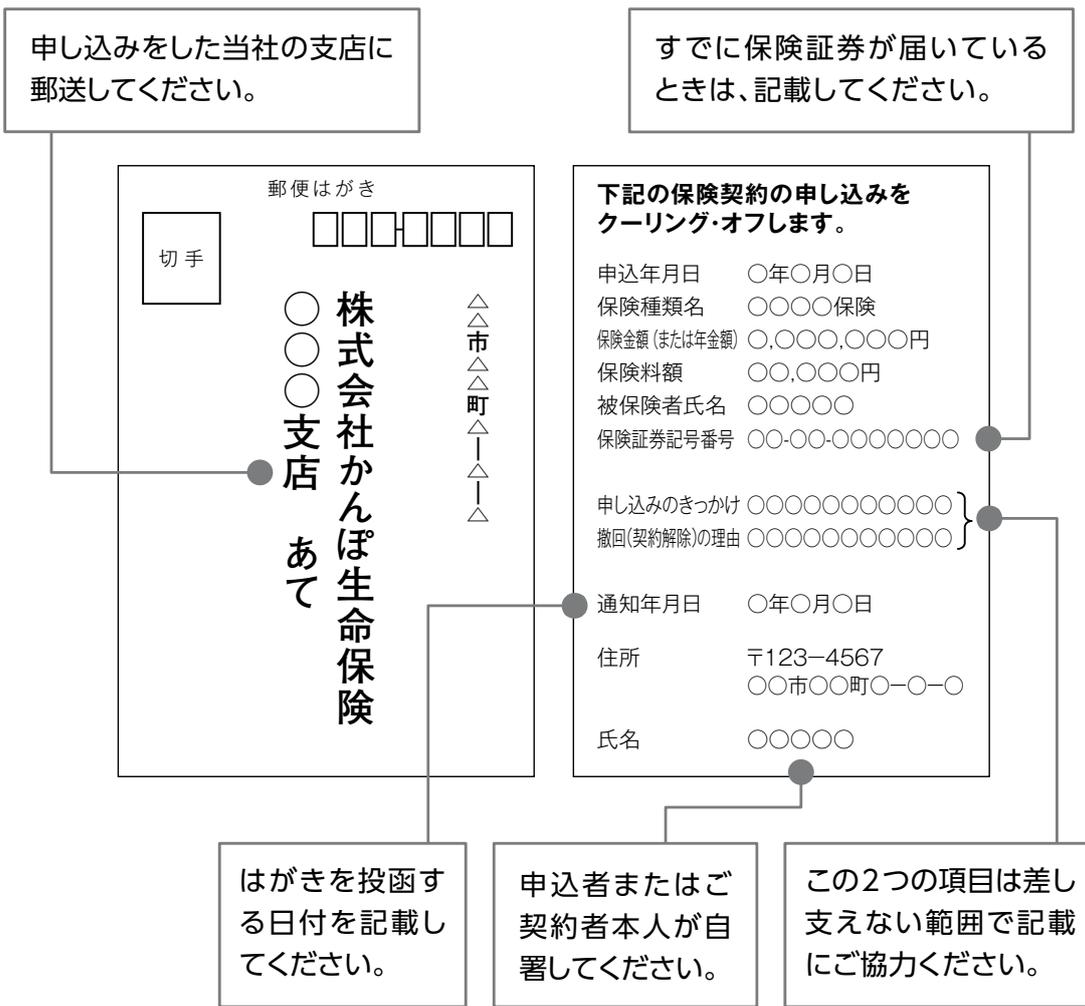
保険証券記号番号を確認できるもの(保険証券など)をご用意の上、
当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)からお手続きください。

③ 郵送による通知

以下のはがきを、当社の支店に郵送してください。

郵送のときは「保険契約の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」の
いずれか遅い日から、その日を含めて「8日以内の消印のあるものが有効」となります。

【クーリング・オフはがき記入例】



6 現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ

現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。手続きの前に、お客さまのご意向に沿っているか十分にご確認ください。

①多くの場合、返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。

・生命保険は、預貯金とは異なり、払い込みいただいた保険料の一部は保険金などの支払い、契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、現在の契約の解約・減額などをした場合に支払う返戻金の額は、多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります(まったくないこともあります)。

返戻金の額は、被保険者の年齢・性別、契約の経過年月数などによって異なりますが、特に契約後、短期間で解約・減額などをしたときの返戻金は、多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

②健康状態によっては、新たな契約に加入できないことがあります。

・告知が必要な新たな契約の申し込みをするときは、一般の契約と同様に「告知義務」があります。そのため、告知が必要な傷病歴がある場合などは、新たな契約の引き受けができないことや、その告知をしなかったために、新たな契約が解除または取り消しとなる場合があります。

③現在の契約と比べて、保険料が高くなる場合があります。

・新たな契約には、新たな契約の契約日における被保険者の年齢・性別などに基づいた保険料率が適用されるため、現在の契約と比べて保険料が高くなる場合があります。

・保険料の基礎となる予定利率は、現在の契約と新たな契約とでは異なる場合があります。例えば、新たな契約の予定利率が現在の契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

④保険金の支払いなどができない場合があります。

・新たな契約の保障(責任)開始時に生じた病気やケガを原因として、新たな契約の保障(責任)開始時以後に保険金などの支払事由が生じたときや、免責事由※①に該当したときなど、現在の契約の解約・減額などを行わなければ保険金の支払いなどができる場合でも、解約した契約や減額した部分などの保険金の支払いなどができない場合があります。

⑤現在の契約を解約・減額などした場合、それ以降は解約・減額した部分などの保障はなくなり、一度解約した契約や減額した部分などを復元することはできません。

7 当社からの契約内容などの確認

●当社の担当者または当社が委託した者が、契約の申し込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。

●確認の際にはご協力をお願いします。

※①しおり26P参照…「免責事由などに該当する場合」

8 申し込み手続きの際の注意点

1 申込書は本人が記入してください。

- 申込書は重要な書類です。ご契約者本人が記入してください。

2 保険金受取人、指定代理請求人※①を指定してください。

- 万が一のときや病気やケガのときに、保険金などの円滑な請求手続きを行うためにも、申し込みの際には、保険金受取人および指定代理請求人を指定してください。また、ご契約者から保険金受取人および指定代理請求人の方へ、事前に契約内容について説明してください。

3 保険料領収証を勤務先に交付しています。

- 勤務先を経由して保険料を払い込んだときには、「当社所定の領収証」※②(当社の社名が印刷されたもの)を勤務先に交付しています。

4 保険証券を確認してください。

- 「保険証券」※③が届いたら、申込内容と違いがないか確認してください。



- 当社の保険契約の保険料払い込みや保険金支払いの取り扱いにおいて、預貯金通帳をお預かりすることはありません。
- 次の場合は、**かんぽコールセンター ☎0120-552-950**にご連絡ください。
 - ①郵便局または当社の支店の社員に、お客さまの「保険料」などを預ける際、万が一、「当社所定の用紙」ではなく、名刺やメモを渡されたとき
 - ②「保険証券」が、申込内容と異なるときや不明な点があるとき

※①しおり18P参照…「指定代理請求制度」

※②しおり28P参照…「保険料の払込方法」

※③しおり8P参照…「契約の保障(責任)の開始」

1 財形積立貯蓄保険（新財形商品）

<p>契約の目的</p>	<p>●勤労者の方の財産形成のための保険です。</p>
<p>商品の特長 *①</p>	<p>●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」</p> <p>●被保険者が保険期間の満了前に死亡したとき ⇒「死亡保険金」または「死亡返戻金」</p>

●しくみ図



⚠️ ご注意

- この商品では、次の取り扱いはありません。
- ①ご契約者に対する貸し付け
- ②特約の付加
- ③契約の復活

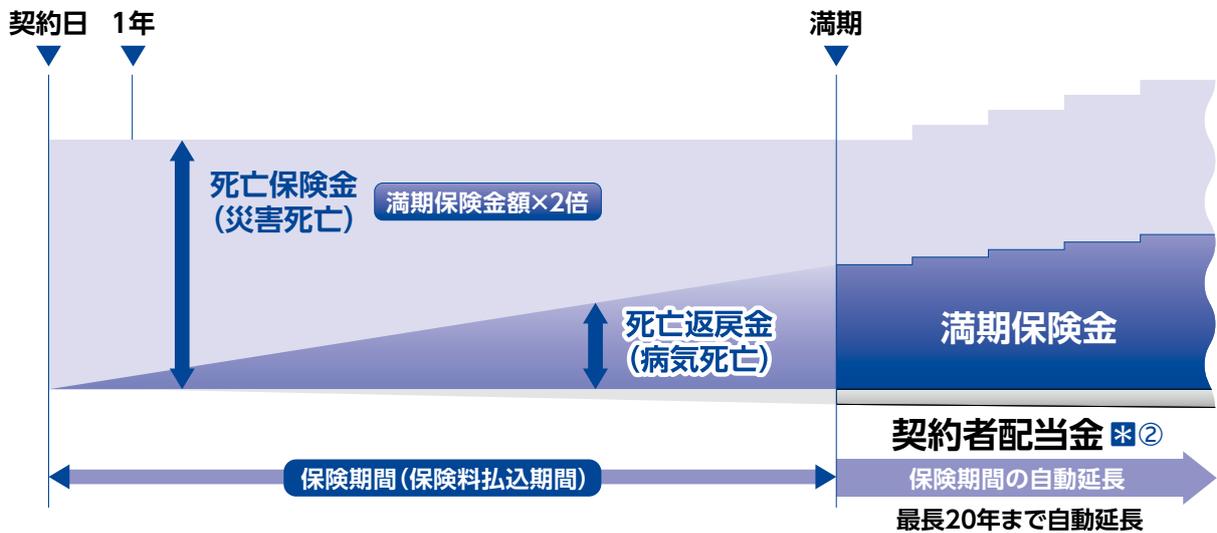
*①しおり20P参照…「基本契約の保障内容」

*②しおり31P参照…「契約者配当金」

2 財形住宅貯蓄保険（新財形商品）

<p>契約の目的</p>	<p>●勤労者の方の住宅の取得等を目的とした財産形成のための保険です。</p>
<p>商品の特長 ※①</p>	<p>●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」</p> <p>●被保険者が保険期間の満了前に死亡したとき ⇒「死亡保険金」または「死亡返戻金」</p> <p>●「満期保険金」または「返戻金」を「住宅の取得等」の資金に充てるときには「利子非課税」の扱いを受けることができます。</p>

●しくみ図



※満期時までには住宅の取得等に充てられない場合、保険期間が自動延長(最長20年)される制度があります。

⚠️ ご注意

- この商品では、次の取り扱いはありません。
 - ①ご契約者に対する貸し付け
 - ②特約の付加
 - ③契約の復活

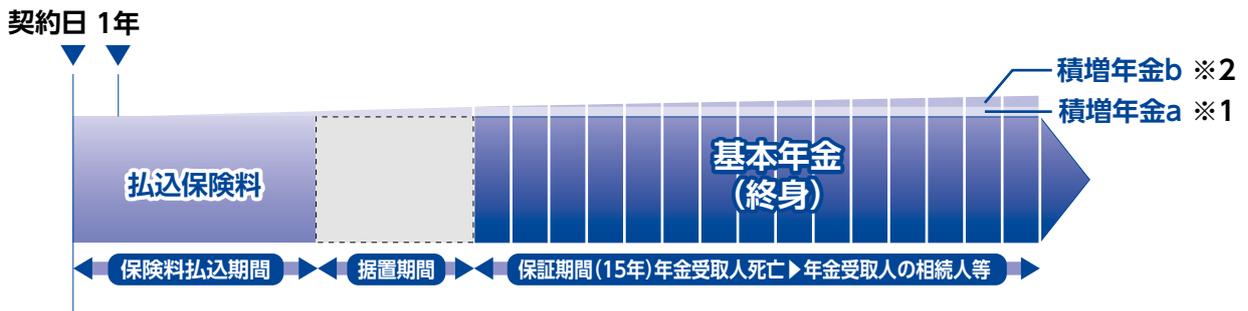
※①しおり21P参照…「基本契約の保障内容」

※②しおり31P参照…「契約者配当金」

3 財形終身年金保険（新財形商品）

<p>契約の目的</p>	<p>●勤労者の方の老後に向けた財産形成のための保険です。</p>
<p>商品の特長 ※①</p>	<p>●被保険者(=年金受取人)が年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生当日に生存しているとき ⇒「基本年金」</p> <p>●被保険者(=年金受取人)が保証期間内に死亡したとき ⇒保証期間の満了まで「継続年金」</p> <p>●「年金」は、要件に該当するときは「利子非課税」の扱いを受けることができます。</p>

●しくみ図



※1 積増年金a

●年金支払事由発生日の前日までに割り当てられる契約者配当金※②を積み立てておき、年金支払事由発生日に年金を積み増します(割り当てられる契約者配当金がない場合は、積増年金はありません。)

※2 積増年金b

●年金支払事由発生日以後に割り当てられる契約者配当金※②を、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日ごとに、年金に積み増します(割り当てられる契約者配当金がない場合は、積増年金はありません。)

⚠
ご注意

●この商品では、次の取り扱いはありません。

- ①ご契約者に対する貸し付け
- ②特約の付加
- ③契約の復活

※①しおり22P参照…「基本契約の保障内容」

※②しおり31P参照…「契約者配当金」

1 保険金などの請求方法

かんぽ生命／郵便局

お客さま

1 以下に該当した場合など ※①

	請求できる保険金	受取人
満期のとき	満期保険金	満期保険金受取人(=ご契約者)
被保険者が死亡したとき	死亡保険金または死亡返戻金	死亡保険金受取人
年金を受け取るとき	年金	年金受取人(=被保険者)

2 「契約内容」を「保険証券」および「この冊子」で確認してください。

担当者、かんぽ生命の支店、最寄りの郵便局、かんぽコールセンター

☎ 0120-552-950
にご連絡ください ※②。

4 請求に当たり、必要な書類をご案内します。

○受取人本人が請求できない場合は、受取人本人以外の方に委任することで委任代理人が請求することができます。
この場合は、受取人本人が作成した委任状などの書類が必要となります。

お客さま

5 請求に必要な書類 ※③ をすべて用意の上、提出してください。

○保険金などの請求の際、ご契約者と保険金受取人のマイナンバーの提供をお願いすることがあります ※④。

6 提出書類の内容を確認します。

7 請求を受け付けた日の翌日からその日を含めて、5営業日以内に保険金などを支払います ※⑤。

○なお、保険金などを支払うために確認が必要な場合は45日以内に、その確認に特別な照会や事実の確認が必要な場合は180日以内に、保険金などを支払います。

お客さま

8 当社から発行する保険金の支払いのご案内などにより、支払内容を確認してください。

※① 保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があるとと思われる場合や、不明な点が生じた場合などについてもご連絡ください。

※② 被保険者のプライバシーに関することも伺いますので、保険金などの受取人または指定代理請求人からご連絡ください。

※③ 約款・Web参照
普通保険約款の「別表(必要書類)」や「当社Webサイト」もご参照ください。

※④ しおり・Web参照
「マイナンバー(個人番号)の取り扱い」(40ページ)や「当社Webサイト」もご参照ください。

<当社WebサイトURL>
<https://www.jp-life.japanpost.jp/>

※⑤ 約款参照
財形積立約款「第36条」、財形住宅約款「第40条」、財形終身年金約款「第35条」

お気軽に
ご相談ください



●契約内容の確認のお願い

○お客さまの契約内容によっては、複数の保険金の支払事由に該当することがありますので、「保険証券」を準備の上、確認してください。

被保険者が複数の契約に加入していませんか？

当社の定める「重度障がいの状態」に該当していませんか？
(例えば、病気やケガにより、両目が見えなくなった場合や、寝たきりになった場合)

●保険金などの請求権の期限※①

○保険金などを請求する権利は、保険金の支払事由や、返戻金その他諸支払金の支払事由が生じた時から「5年間」を過ぎると、その権利がなくなります。

早めの連絡および請求をお願いします。

5年間

●提出書類の費用負担

○保険金などの請求の際には「**戸籍抄(謄)本**」、「**住民票**」などお客さまが提出する書類があります。これらの**書類の取得費用は、「原則、お客さまの負担」になります**。また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

●事実の確認のお願い

○お客さまが提出した書類を確認した結果、当社の担当者または当社が委託した者から病気やケガの内容など事実の確認を行う場合があります。

確認の際には、ご協力をお願いします。なお、事実の確認が必要な場合は、当社から保険金などを請求した方に通知します。

●診断書取得費用相当額の当社負担

○保険金などの請求の際に、診断書を提出したにもかかわらず、保険金の支払対象などとならなかった場合は、**診断書取得費用相当額として、以下の金額を支払います。**

入院・手術証明書(診断書) 1枚につき一律6,000円

障害診断書兼入院・手術証明書 1枚につき一律10,000円

(注)当社所定の要件を満たしていることが必要です。

●被保険者が死亡したときのお願い

○被保険者が死亡したときは、担当者か、かんぽ生命の支店、最寄りの郵便局、またはかんぽコールセンター(☎0120-552-950)に速やかにお知らせください。

保険金受取人(=被保険者)またはご契約者が保険金の請求などをできない「当社所定の事情」がある場合、ご本人に代わって、あらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が保険金の請求などをできる制度です。

【指定代理請求ができる例】 ※当社が認めた場合に限りです。

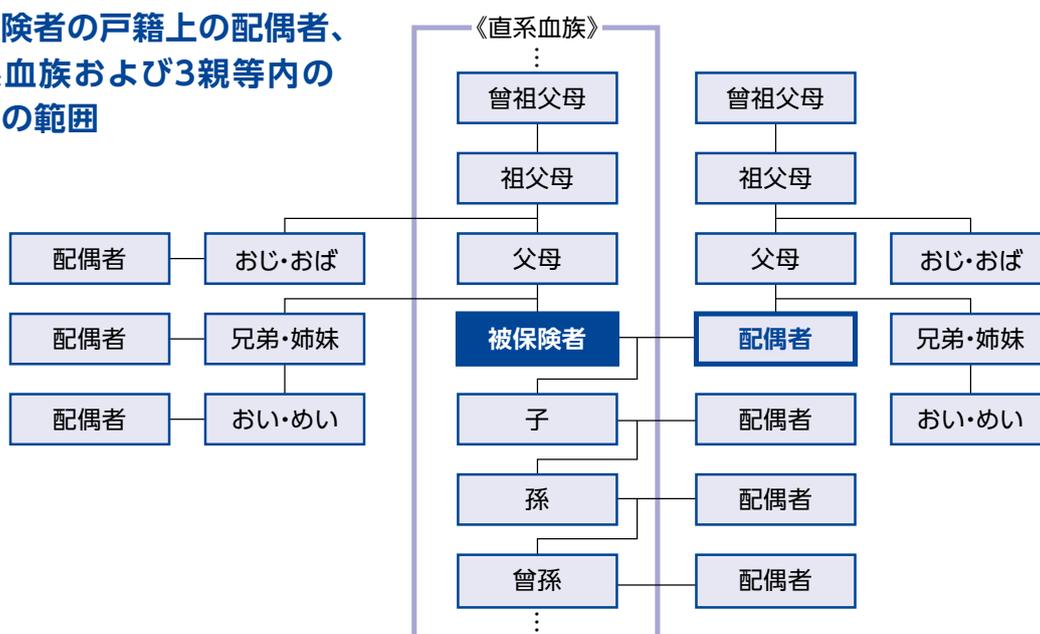
- 事故や病気で、こん睡状態にあり、保険金の請求を行う意思表示をすることが難しいとき
- がんの告知を医師から受けておらず、家族のみが知っているとき

- ご契約者は、あらかじめ次の範囲内(◆)で1契約につき1人の方を、指定代理請求人として指定または変更することができます。指定代理請求人は、保険金などの請求時においても、この範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定または変更するための保険料は不要です。
- 指定代理請求人に保険契約の保障内容および代理請求ができることをお知らせください。

◆ **【指定代理請求人として指定できる範囲】**

- ☑ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ☑ 被保険者の直系血族
- ☑ 被保険者の3親等内の親族
- ☑ 被保険者のために保険金などを請求すべき相当な関係があると当社が認めた方
(死亡保険金受取人、住民票で被保険者と内縁関係にある事実が確認できる方、被保険者と同居している方、被保険者の財産管理を行っている方)

被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族および3親等内の親族の範囲



【指定代理請求制度において利用できる保険金の請求など】

基本契約	保険金の請求などの例
財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険	満期保険金 重度障がいの通知 重度障がいによる保険金(※1) 重度障がいによる返戻金(※1)
財形終身年金保険	年金

(※1)被保険者が受け取る場合に限ります。



ご注意

- 保険金などの請求の際、指定代理請求人の範囲内にあることを証明できる書類(戸籍抄(謄)本、住民票など(※2))などを提出してください。
(※2)婚姻関係、内縁関係または養子縁組の証明に、有効期限がない書類(戸籍抄(謄)本、住民票など)を使用する場合は、6カ月以内に発行されたものに限ります。
- 保険金受取人に支払うべき保険金などは、保険金受取人などに代わって指定代理請求人が受け取ることができます。指定代理請求人が受け取った保険金などは、指定代理請求人ではなく保険金受取人などに帰属します。
- 指定代理請求人からの請求により保険金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社は重複して支払いません。
- 指定代理請求人からの請求により保険金などを支払った後に、被保険者から問い合わせがあったときは、当社はその状況について事実に基づいて回答します。このとき、関係者の方々に万が一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 指定代理請求人本人が事故や病気などで保険金などの請求を行うことが難しいときでも、指定代理請求人の成年後見人などによる請求はできません。

2 基本契約の保障内容

1 財形積立貯蓄保険(新財形商品)



保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金受取人 ※⑤
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額	ご契約者 (満期保険金受取人)
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」※①(例えば、交通事故)により180日以内に死亡したとき ②「当社所定の感染症」※②(例えば、コレラ)により死亡したとき	基準保険金額 ×2	死亡保険金受取人
死亡返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、上記の死亡保険金の支払事由以外で死亡したとき	普通保険約款 「別表2」に 定める額	
重度障がいによる保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」(例えば、交通事故)により「重度障がいの状態」※③(例えば、両目が失明したなど)になり、その事故の日から180日以内に、ご契約者からその旨の通知があったとき※④ ②「当社所定の感染症」(例えば、コレラ)により「重度障がいの状態」になり、ご契約者からその旨の通知があったとき※④	基準保険金額 ×2	
重度障がいによる返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、「重度障がいの状態」になった場合で、上記の重度障がいによる保険金の支払事由以外するとき※④	普通保険約款 「別表2」に 定める額	

■ 約款参照……………財形積立貯蓄保険普通保険約款

しおり24P参照…「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

※①約款参照……………財形積立約款「第2条」

※②約款参照……………財形積立約款「別表1」

※③約款参照……………財形積立約款「別表3」

※④……………「重度障がいによる保険金」または「重度障がいによる返戻金」の支払いをしたときは、契約は消滅します。

※⑤約款参照……………保険金受取人が死亡保険金または死亡返戻金の支払事由の発生以前に死亡した場合は、新しい保険金受取人を速やかに指定してください。指定していない場合は、約款に基づき保険金受取人が変更となります。財形積立約款「第20条」をご覧ください。

保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金受取人 ※⑤
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額	ご契約者 (満期保険金受取人)
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」※①(例えば、交通事故)により180日以内に死亡したとき ②「当社所定の感染症」※②(例えば、コレラ)により死亡したとき	基準保険金額 ×2	死亡保険金受取人
死亡返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、上記の死亡保険金の支払事由以外で死亡したとき	普通保険約款 「別表2」に 定める額	
重度障がいによる保険金	被保険者が保険期間の満了前に、次のいずれかに該当したとき ①「偶発的な外来の事故」(例えば、交通事故)により「重度障がいの状態」※③(例えば、両目が失明したなど)になり、その事故の日から180日以内に、ご契約者からその旨の通知があったとき※④ ②「当社所定の感染症」(例えば、コレラ)により「重度障がいの状態」になり、ご契約者からその旨の通知があったとき※④	基準保険金額 ×2	
重度障がいによる返戻金	被保険者が保険期間の満了前に、「重度障がいの状態」になった場合で、上記の重度障がいによる保険金の支払事由以外の場合※④	普通保険約款 「別表2」に 定める額	

- 「満期保険金」は、財形法および財形法施行令に規定する方法により「住宅の取得等」の資金に充てることを要します。
- 契約日を含めて5年を経過後、保険期間の満了前に「住宅の取得等」の資金に充てるため、満期保険金の請求があったときは、その日の前日を「保険期間の満了の日」として、満期保険金を支払います※⑥。

約款参照……………財形住宅貯蓄保険普通保険約款

しおり24P参照…「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

※①約款参照……………財形住宅約款「第2条」

※②約款参照……………財形住宅約款「別表1」

※③約款参照……………財形住宅約款「別表3」

※④……………「重度障がいによる保険金」または「重度障がいによる返戻金」の支払いをしたときは、契約は消滅します。

※⑤約款参照……………保険金受取人が死亡保険金または死亡返戻金の支払事由の発生以前に死亡した場合は、新しい保険金受取人を速やかに指定してください。指定していない場合は、約款に基づき保険金受取人が変更となります。財形住宅約款「第20条」をご覧ください。

※⑥約款参照……………財形住宅約款「第23条」

3 財形終身年金保険(新財形商品)



(1)年金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者(年金受取人)が ①年金支払事由発生日 ②年ごとの年金支払事由発生日に生存しているとき	基本年金額 *①	年金受取人 (=被保険者)
継続年金	年金支払事由発生日以後、保証期間内に、被保険者(年金受取人)が死亡した場合で、その死亡した日の翌日以後、保証期間内に、年ごとの年金支払事由発生日が到来したとき		年金継続受取人

【お願い】

- 継続年金を受け取る場合で、年金継続受取人が複数人いるときは「代表者1名」を決めてください。代表者の方に継続年金を支払います。

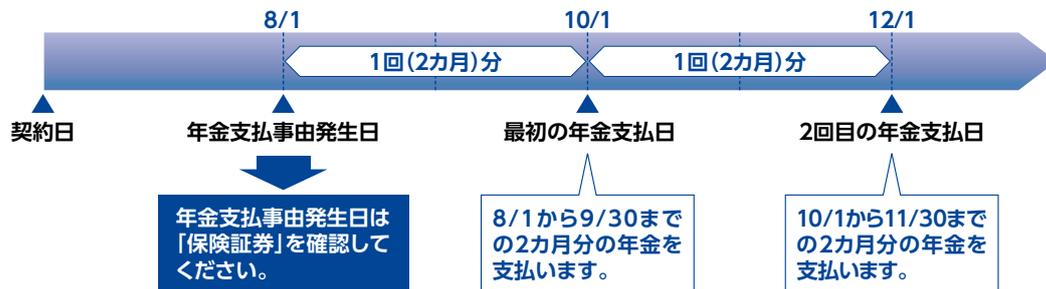
(2)年金の支払方法 *②

- 年金の支払方法は「年6回払い」です。

基本年金額 *① を6回に分割し、「2カ月ごと」に1回分を支払います。

※契約者配当金による積増年金がある場合は、基本年金額と合わせて支払います *③。

●年金の支払方法の例



■約款参照……………財形終身年金保険普通保険約款

しおり24P参照……………「保険金などを支払できない場合」をご参照ください。

*①……………保険契約申込書に記載された年金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

*②約款参照……………財形終身年金約款「第4条」

*③しおり31P参照……………「契約者配当金」

(3) 年金の受取方法

- 年金を受け取るには、次の方法があります。
 - ①指定の金融機関(当社が提携している金融機関に限ります。)の口座から受け取る方法
 - ②当社の支店または郵便局で受け取る方法

(4) 年金の上乗支払※①

- 年金支払事由発生日以後、「被保険者」または「被保険者の配偶者」が、次のいずれかに該当したときは、年金受取人の請求により保証期間内の一定期間にわたり、もとの年金額に一定額を上乗せして支払います。

- ①責任開始時以後に「**重度障がいの状態**」※②となり、請求時においてその状態が継続しているとき
- ②6カ月以上の期間にわたり「**療養を要する状態**」※①となり、請求時においてその状態が継続しているとき

- なお、年金の上乗支払をした場合は、年金上乗期間の満了の日の翌日から保証期間の満了の日までの期間については、その間の年金を支払いません。
- 年金の上乗支払をする場合、お受け取りいただく年金総額は、年金支払期間中に通常お受け取りいただく年金総額(上乗支払をしない場合の年金総額)より少額となります。

【年金の上乗支払ができないとき】

- ①年金支払事由発生日から年金上乗期間の満了の日までが5年未満のとき
- ②上乗年金の支払回数が1回限りのとき
- ③すでに上乗年金の支払請求をしたものであるとき

※①約款参照…財形終身年金約款「第5条」

※②約款参照…財形終身年金約款「別表1」

3 保険金などを支払いできない場合

次の場合には、保険金などの支払いはできません。

1 重大事由による解除の場合

- 「重大事由」※①とは、次のものをいいます。

【重大事由】

- ①ご契約者または保険金受取人が死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で保険事故を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②保険金や年金の請求について、保険金または年金の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ③ご契約者、保険金受取人または年金受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
(※1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(※2) 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用などをいいます。また、保険金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ④その他契約を継続することを期待しえない重大な事由があるとき

- 上記の「重大事由」に該当し、当社が基本契約を解除した場合は、保険金や年金の支払いはできません。ただし、上記③にのみ当てはまる場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の受取人だけが反社会的勢力に該当した場合に限り、保険金のうち、その該当した保険金受取人に対して支払うこととなっていた保険金を除いた額を、反社会的勢力に該当しない他の受取人に支払います。
- 当社は、すでに保険金や年金の支払いをしたときは、その返還を請求することがあります。

※①約款参照…財形積立約款・財形住宅約款「第12条」、財形終身年金約款「第16条」

2 詐欺による取り消し、または不法取得の目的による無効の場合

- 「詐欺」※①または「不法取得の目的」※①により基本契約を成立させた場合は、その契約は取り消しまたは無効となることがありますので、保険金などの支払いはできません。この場合、**すでに払い込んだ保険料は返しません。**

3 保険料の払い込みがなく、基本契約が「失効」した場合

- 保険料の払い込みがなかったため、基本契約が効力を失った（失効※②した）ときは、その失効後は保障がないため、保険金などの支払いはできません。

4 加入限度額超過による解除の場合

- 払込保険料の総額や年金額が「加入限度額を超える」ため、当社がその加入限度額を超えた基本契約を解除したときは、その解除後は保障がないため、保険金などの支払いはできません※③。

5 「保険金の支払事由」に該当しない場合

- 普通保険約款に定める「保険金の支払事由」に該当しない場合は、「保険金の支払い」はできません※④。

(1) 「保障（責任）の開始時」※⑤ 前の病気やケガを原因とするとき

- 「重度障がいによる保険金の支払い」または「重度障がいによる返戻金の支払い」は、その原因となる病気またはケガが基本契約の保障（責任）の開始時以後に生じたことが、その要件となっています。

したがって、**保障（責任）の開始時にすでに発生していた病気やケガを原因とする場合には、「重度障がいによる保険金の支払い」や「重度障がいによる返戻金の支払い」はできません。**

- ただし、保障（責任）の開始時前にかかっていた病気であっても、以下のときには、保障（責任）の開始時以後にかかった病気とみなします※⑥。

○その病気に関して、保障（責任）の開始時前に、次のアおよびイを満たすとき（ご契約者または被保険者がその病気による症状について、認識または自覚していた場合を除きます。）

ア 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

イ 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(2) 当社の定める「重度障がいの状態」※⑦に該当しないとき

※①約款参照……………財形積立約款・財形住宅約款「第14・15条」、財形終身年金約款「第18・19条」

※②しおり28P参照…「保険料の払込猶予期間と契約の失効」

※③しおり6P参照…「加入の制限」

※④しおり27P参照…「保険金を支払いできる事例と支払いできない事例」

※⑤しおり8P参照…「契約の保障（責任）の開始」

※⑥約款参照……………財形積立約款・財形住宅約款「第4条」

※⑦約款参照……………財形積立約款・財形住宅約款「別表3」

6 免責事由などに該当する場合

- 保険金の支払事由に該当する場合でも、当社の普通保険約款に定める「免責事由」などに該当する場合は、保険金の支払いはできません。免責事由などは、次のとおりです。

保険金の支払いができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

免責事由	財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険		
	死亡保険金	重度障がいによる保険金	重度障がいによる返戻金
被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失	○	①	①
被保険者の犯罪行為	○		
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故	○		
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	○		
被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故	○		
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	○		
地震、噴火または津波(※)	○		
戦争その他の変乱(※)	○	○	

①「被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読み替えます。

(※) 支払事由に該当する被保険者の数によっては、保険金を全額または削減して支払うときがあります。

4 保険金を支払うことができる事例と支払うことができない事例

- 保険金を支払うことができる場合、または支払うことができない場合の代表的な事例です。その他の事例についても当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)に掲載しております。
- 契約の保険種類・加入時期によっては、取り扱いが異なる場合があります。

▶ 事例

重度障がいの回復の見込みがある場合(重度障がいによる保険金)



○ 支払えます。

「不慮の事故」でのケガで、両目の損傷により失明した(医師に障がいの状態が固定し、かつ、回復の見込みがないと診断された)場合

約款に定める「重度障がいの状態」(両目の失明)が固定し、かつ、回復の見込みがないため、重度障がいによる保険金を支払います。

× 支払えません。

網膜剥離により、両目の矯正視力が0.02以下となったものの、医師に回復の見込みがあると診断され、現在治療中である場合

約款に定める「重度障がいの状態」に該当しますが、両目の視力に回復の見込みがあるため、重度障がいによる保険金は支払えません。

解説

- 重度障がいによる保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった「会社所定の感染症」または受けた「偶発的な外来の事故」によるケガを原因として、約款に定める「重度障がいの状態」*①が回復する見込みがない場合に支払うものであり、回復する見込みがある場合には支払えません。
- 約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。

1 保険料の払込方法

1 保険料の払込方法

- 保険料は、勤務先がご契約者に支払う賃金から控除し、「財形貯蓄取扱依頼書」または「覚書」に基づいて勤務先（勤務先が財形事務を事務代行団体に委託しているときは、事務代行団体）が当社の支店または郵便局もしくは集金人に払い込むことになっています。

2 払込保険料額などの通知

- 「毎年2回」（勤務先が指定した時期です。）、すでに払い込んだ保険料の合計額、将来の保険金または年金の支払いのために積み立てられた金額および契約者配当金の額を記載した「【財形保険料】累計額等のお知らせ」を勤務先を通じて交付します。

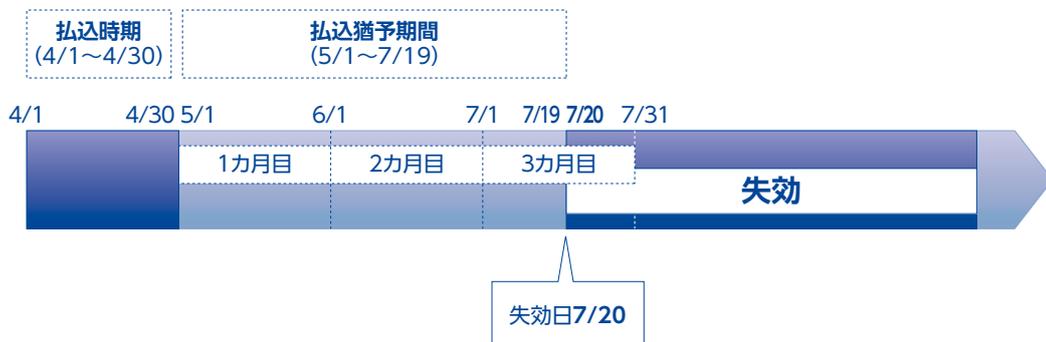
3 払込代行契約による払い込みの特則

- 「財形積立貯蓄保険」において、ご契約者が「**転職、出向または転任したときで、転職先などの事業主が財形貯蓄契約の取り扱いを行っていない場合**」は、転職、出向または転任をした日から「**2年間**」に限り、事務代行団体との間で財形法に規定する払込代行契約を締結し、その締結の日から「**1年間**」に限り、事務代行団体を經由して保険料を払い込むことにより契約を継続することができます。
- ただし、失効した財形積立貯蓄保険の契約については、この限りではありません。

2 保険料の払込猶予期間と契約の失効

保険料の払い込みが遅れると、契約は効力を失います。

- 保険料は毎月末までに払い込んでください。一時的に保険料の払い込みに差し支えがあるときは、次の例のような「**払込猶予期間**」が設けられています。
- 「**払込猶予期間**」内に保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日に契約は効力を失い（「失効」といいます。）、保険金や年金の受け取りができなくなります。
- 保険料の**払込猶予期間の例**（20日が契約日のとき）



- 財形商品には、契約の復活の取り扱いはありません。

3 保険料の払い込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

- 下記の「保険料額の減額変更」については、現在の基本契約が契約日を含めて2年以上継続している場合に利用できます。

▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

- 保険料額の減額変更**※①
保険料額を減らすことで、今後の保険料を少なくする方法です。
- 保険金額の減額変更**※②
保険金額を減らすことで、今後の保険料を少なくする方法です。

▶ 保険料の払い込みを中断して契約を継続したいとき

- 保険料の払い込みの中断(保険料払済契約への変更)**※③
保険料の払い込みを中断し、それまで払い込んだ保険料に見合う額に、保険金額または年金額を減額する方法です。
退職、育児休業、海外転勤などにより保険料の払い込みができなくなる場合であっても、その事由が発生する前に上記の保険料払済契約への変更の手続きを行うことにより契約を継続することができます。



- 利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取り扱いとなります。
- 上記の保険料払済契約への変更後2年を経過する前に保険料の払い込みを再開する手続き(保険料払済契約の復旧)※④がないときは、一定の場合を除き、その契約の解約があったものとみなします。

※①しおり・約款参照…「現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(10ページ)、財形積立約款「第22条」、財形住宅約款「第24条」、財形終身年金約款「第22条」
※②約款参照……………財形積立約款「第23条」、財形住宅約款「第25条」
※③約款参照……………財形積立約款「第24条」、財形住宅約款「第26条」、財形終身年金約款「第23条」
※④約款参照……………財形積立約款「第25・29条」、財形住宅約款「第28・32条」、財形終身年金約款「第25・29条」

1 住所などの変更に伴う各種手続き



次の場合には、担当者か、かんぽ生命の支店、最寄りの郵便局、またはかんぽコールセンター（☎0120-552-950）に速やかにご連絡ください。



①住所・電話番号(携帯電話番号)が変わったとき



②転任したとき



③死亡保険金受取人や指定代理請求人を変更するとき



④改姓・改名をしたとき



⑤年金支払場所を変更するとき



⑥国内から海外または海外から国内に転勤するとき



⑦保険証券の紛失や盗難にあったとき



⑧退職したとき



⑨育児休業などで保険料の払い込みを中断するとき



⑩死亡保険金または死亡返戻金の受取人が死亡したとき

- その他、次の場合にも、担当者か、かんぽ生命の支店、最寄りの郵便局、またはかんぽコールセンター（☎0120-552-950）に速やかにご連絡ください。
 - 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書に記載された最高限度額を変更するとき
 - 保険期間の延長変更を行うとき(財産形成非課税住宅貯蓄保険に限る)



●郵便局にある「郵便物の配達」に関する「転居届」では、当社の保険契約に関する住所を変更することはできません。

■約款参照……財形積立約款・財形住宅約款・財形終身年金約款「第8章」、指定代理請求特別Ⅱ条項「第4条」
なお、法律上、有効な遺言によっても保険金受取人を変更できます。

しおり参照…税制に関する取り扱いについては、「税制上の取り扱い」(36ページ)をご参照ください。

2 契約者配当金



契約者配当金は、当社の毎年の決算に基づき、対象となる契約ごとに割り当てて支払います。

- 契約者配当金は、当社の定める利率*①による利息をつけて積み立てておき、次の場合に支払います。

〔財形積立貯蓄保険および財形住宅貯蓄保険〕

被保険者が死亡したとき、契約を解除したときなどに保険金または返戻金と合わせて支払います。

〔財形終身年金保険〕

年金支払事由発生前に被保険者が死亡したとき、契約を解除したときなどに返戻金と合わせて支払います。また、年金支払事由発生日以後は、年金を積み増すことにより支払います。



ご注意

- 契約者配当金額は、当社の収益などの状況によって変動し、場合によっては割り当てられないときもあります。

📖 約款参照……財形積立約款「第13章」、財形住宅約款「第14章」、財形終身年金約款「第13章」

*① Web参照…利率は金融情勢などにより変動することがあります。

利率については、当社Webサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/>) をご覧ください。

3 契約の解約と返戻金



契約を途中で解約すると、ほとんどの場合、返戻金は払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額になります。

- 「財形積立貯蓄保険」および「財形住宅貯蓄保険」のご契約者は、いつでも契約を解約できます。「財形終身年金保険」のご契約者は、年金支払事由発生日前であれば、契約を解約できます。
- 契約を解約した場合、返戻金があるときはご契約者に支払いますが、**返戻金はほとんどの場合、払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額となります(まったくないこともあります。)**。
- 特に契約後、短期間で解約した場合は、**返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。**

〈理由〉

- 生命保険では、払い込んだ保険料を、預貯金のように、そのまま積み立てるのではなく、その一部をご不幸にあわれた方々への保険金の支払いに、また、他の一部を保険契約の成立や維持するための必要経費などにあてています。
 - 払い込んだ保険料から、それらを除いた残額を返戻金としているため、ほとんどの場合、払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 上記以外にも、契約の解約があったものとみなし、契約が効力を失う場合の規定を普通保険約款に定めていますので、ご参照ください。
 - 事前に返戻金額を確認する場合は、担当者か、かんぽ生命の支店、最寄りの郵便局、またはかんぽコールセンター(☎0120-552-950)にお問い合わせください。



ご注意

- 財形終身年金保険は、年金支払事由発生後は解約できません。

【お願い】

- 契約いただいた生命保険は、お客さま本人やご家族の生活保障、資金づくりなどに役立つ大切な財産です。ぜひとも末永くご継続ください。
- ご継続を迷われた場合は、担当者か、かんぽ生命の支店、最寄りの郵便局、またはかんぽコールセンター(☎0120-552-950)にお気軽にご相談ください。
 - ①保険料の払い込みが難しいとき → 29ページ
 - ②保障内容の見直しをしたいとき → 33ページ

【財形住宅貯蓄保険に加入のお客さまへ】

- 契約を解約したとき、または契約が失効したときで、返戻金を「住宅の取得等」の資金に充てるときは、返戻金の請求の際に財形法施行令に規定する書類を提出してください。この場合には「利子非課税」の扱いを受けることができます。

4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ



契約後に保障内容を見直したい場合には、次の方法があります。

●**財形積立貯蓄保険の場合、次の方法があります。**

- 「保険期間の延長変更」(財形積立約款「第21条」)
- 「保険料額の増額または減額変更」(財形積立約款「第22条」)
- 「保険金額の減額変更」(財形積立約款「第23条」)
- 「保険料払済契約への変更」(財形積立約款「第24条」)

●**財形住宅貯蓄保険の場合、次の方法があります。**

- 「保険期間の延長変更」(財形住宅約款「第21条」)
- 「保険期間の短縮変更」(財形住宅約款「第23条」)
- 「保険料額の増額または減額変更」(財形住宅約款「第24条」)
- 「保険金額の減額変更」(財形住宅約款「第25条」)
- 「保険料払済契約への変更」(財形住宅約款「第26条」)

●**財形終身年金保険の場合、次の方法があります。**

- 「契約の変更」(財形終身年金約款「第22条」)
- (保険料額の増額または減額変更、保険料払込期間の延長または短縮変更、年金支払事由発生日の繰り上げまたは繰り下げ変更)
- 「保険料払済契約への変更」(財形終身年金約款「第23条」)



ご注意

- 利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約の種類や内容によっては取り扱いできない場合があります。

5 ご契約者をはじめとした関係者の保護

保険金などの受取権の譲渡禁止

Q 保険金などの受取権について、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできますか？

A ご契約者、保険金受取人または年金受取人は、保険金、年金、返戻金または契約者配当金を受け取る権利を、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできません。当社では、**生活保障のための契約について契約関係者の権利の保護を図るため**、普通保険約款で「**譲渡禁止**」*①を規定しています。契約の成立後に交付する「保険証券」に「譲渡禁止」の表示があります。

保険金受取人による契約の継続(介入権) 【財形積立貯蓄保険・財形住宅貯蓄保険に限ります。】

Q ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者が契約を解約しようとするとき、生活保障の継続のために、保険金受取人が契約(保障)を継続させる方法がありますか？

A ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者(解除権者といいます。)が、解約返戻金を取得するために契約を解約しようとしたとき、保険金受取人(ご契約者以外の方で、ご契約者の親族に限ります。)は、解約の通知が当社または郵便局に到着した時から**1カ月以内に**、ご契約者の同意を得た上で、解約返戻金相当額を、その解除権者に対して支払い、かつ、当社または郵便局に通知することで契約の継続ができます*②。

*① 約款参照…財形積立約款「第34条」、財形住宅約款「第38条」、財形終身年金約款「第33条」

*② 約款参照…財形積立約款「第30条」、財形住宅約款「第33条」

1 税制上の取り扱い

1 非課税扱いを受けるための必要な手続き

(1)「財形住宅貯蓄保険」および「財形終身年金保険」については、下記の表の事項に該当する場合には、「非課税扱い」を受けるために以下の手続きが必要です。

- 「非課税扱い」を受けるため、該当書類が必要な旨当社の支店または郵便局に申し出てください。
- 勤務先を経由して該当書類を交付しますので、該当書類は勤務先を経由して当社まで提出してください。

事項	提出書類	
	財形住宅貯蓄保険	財形終身年金保険
①保険料の払込場所の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	○財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書
②勤務先の異動	○財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書(提出時期は、異動の日から2年以内(注))	○財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書(提出時期は、異動の日から2年以内(注))
③ご契約者の氏名または住所変更あるいは勤務先(事務代行団体)の名称、所在地または賃金の支払者の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	○財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書
④契約の変更	○財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書(非課税限度額を変更する場合に限ります。) ○財産形成非課税住宅貯蓄申込書	○財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書(非課税限度額を変更する場合に限ります。) ○財産形成非課税年金貯蓄申込書
⑤保険期間の自動延長	○財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書(非課税限度額を変更する場合に限ります。提出期限は、保険期間の満了の日) ○財産形成非課税住宅貯蓄申込書(保険料払済契約への変更をした基本契約を除きます。提出期限は、保険期間の満了の日)	
⑥保険料の払い込みが完了したとき		○財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書(提出期限は、最後に保険料を払い込んだ日から2カ月以内)

(注)「2年以内」とは、租税特別措置法施行令に規定する期間です。

事項	提出書類	
	財形住宅貯蓄保険	財形終身年金保険
⑦海外転勤の場合 ○海外へ転勤するとき ○国内の勤務となったとき	○海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(提出期限は、出国の日) ○海外転勤者の国内勤務申告書(提出期限は、国内勤務をすることとなった日から2カ月以内)	○海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書(提出期限は、出国の日) ○海外転勤者の特別国内勤務申告書(提出期限は、国内勤務をすることとなった日から2カ月以内)
⑧育児休業等を取得する場合 ○育児休業等を取得するとき ○育児休業等の期間を変更するとき	○育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(提出期限は、育児休業等の開始の日) ○育児休業等期間変更申告書(提出期限は、変更前または変更後の育児休業等の終了日のいずれか早い日)	○育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書(提出期限は、育児休業等の開始の日) ○育児休業等期間変更申告書(提出期限は、変更前または変更後の育児休業等の終了日のいずれか早い日)

【上記「④契約の変更」および「⑤保険期間の自動延長」の「非課税扱い」を受けるお客さまへ】

- 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が「財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書」に記載された最高限度額を超える前に「財産形成非課税住宅(年金)貯蓄限度額変更申告書」の提出が必要です。
- 財形住宅貯蓄保険は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」に記載された最高限度額を超えるとき、解約の通知があったものとします。

【上記「⑧育児休業等を取得する場合」の「非課税扱い」を受けるお客さまへ】

- 非課税扱いの対象となる「育児休業等」とは、租税特別措置法施行令に規定するものをいい、産前産後休業および3歳未満の子を養育するための休業をいいます。
- 育児休業等の開始時には保険料の払い込みを中断(保険料払済契約への変更)します。なお、育児休業等の終了時には、保険料の払い込みを再開する手続き(保険料払済契約の復旧)が必要です。詳しくは、担当者か、かんぽ生命の支店、最寄りの郵便局、または**かんぽコールセンター(☎0120-552-950)**にお問い合わせください。

(2)「財形終身年金保険」について、(1)の表の⑥により財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書を提出した後、下記の事由が生じたときは、ご契約者は該当の書類を当社の支店または郵便局に提出してください。

事由	提出書類
①退職、転任その他の事由により、ご契約者が勤務先の勤労者ではなくなったとき	財産形成年金貯蓄の契約を締結している勤労者の退職等申告書
②ご契約者の氏名または住所の変更	改氏名または住所変更届

2 保険金などの取り扱い

区分	保険種類	税制上の取り扱い
満期保険金	財形積立貯蓄保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「20%の源泉分離課税」が行われます。
	財形住宅貯蓄保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「利子非課税」の扱いを受けることができます。
死亡保険金	財形積立貯蓄保険 財形住宅貯蓄保険	相続税 受取人が相続人であるときは、「500万円×法定相続人の数」を限度として「非課税」の扱いとなります。
年金	財形終身年金保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「利子非課税」の扱いを受けることができます。
住宅の取得等のために充てる返戻金	財形住宅貯蓄保険	払込保険料総額から生じる差益の部分について、「利子非課税」の扱いを受けることができます。

- 「財形終身年金保険」および「財形住宅貯蓄保険」の解約・失効の返戻金は「所得税、住民税の課税対象」となります。ただし、次の事由により返戻金を受け取ることで、所轄税務署長の確認を受けた旨の記載のある書面を請求時に提出した場合に限り、「非課税」となります。
 - ①本人がその居住の用に供している家屋で、本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
 - ②本人または生計を一にする親族のために支払った医療費の年間の合計額が200万円を超えた場合
 - ③本人が所得税法上の一定の寡婦または寡夫もしくはひとり親に該当することとなった場合
 - ④本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
 - ⑤本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合
 (注)上記①～⑤の事由が生じた日から11カ月以内に確認を受けるための申し出を行い、事由が生じた日から1年以内に手続きを行うことが必要です。
- 「財形住宅貯蓄保険」および「財形終身年金保険」において、目的外の払い出しが行われた場合は、原則5年間遡及して課税されます。



注意

- 払い込んだ保険料は、生命保険料控除の対象となりません。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の課税対象となる場合は、復興特別所得税についても課税対象となります。
- 2024年7月現在の税制に基づき記載をしています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なる可能性があります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。

2 財形持家融資制度の利用

●勤労者財産形成促進法の規定に基づく財形持家融資制度を利用することができます。持家の取得またはリフォームに際し、独立行政法人勤労者退職金共済機構などから勤務先を通じて融資が受けられる場合があります。

①融資を受けることができる勤労者の範囲

融資を受けるためには、以下の3つの要件を満たす必要があります。

- ・継続する1年以上の期間にわたって、財形貯蓄を行っていること。
- ・借入申込日の2年前の日から借入申込日までの期間内に、財形貯蓄契約に基づく定期の積み立てを行っていること。
- ・借入申込日において50万円以上の財形貯蓄の残高があること。

②融資額

財形貯蓄残高の10倍相当額(最高4,000万円)で実際に要する費用の90%相当額までです。

2024年7月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。

詳しくは、独立行政法人勤労者退職金共済機構や独立行政法人住宅金融支援機構などの本・支所にお問い合わせください。

1 個人情報の取り扱い

当社は、お客さまの個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。また、当社は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用いたしません。

1 個人情報(マイナンバーを除きます。)の取り扱い

●当社における「個人情報(マイナンバーを除きます。)の利用目的」は、以下のとおりです。

- ①各種保険契約の引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い
- ②関連会社・提携会社などを含む、各種商品・サービスのご案内・提供(※)、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務(※)

(※)お客さまの取引履歴やWebサイトの閲覧履歴、グループ会社などから取得した情報などを分析して、お客さまのニーズに合った各種商品・サービスに関する広告などの配信をすることを含みます。

●日本郵政グループにおいて、お客さまの個人データ(仮名加工情報である個人データを含む)を共同利用いたします。その際の利用目的は、日本郵政株式会社Webサイト [※①](#) をご確認ください。

2 マイナンバー(個人番号)の取り扱い

●当社における「マイナンバーの利用目的」は、以下のとおりです。

- ①保険取引に関する支払調書作成事務
- ②財形保険契約の非課税関係事務

当社は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で、個人情報の適切な保護と取り扱いが重要であると認識し、**個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー) [※②](#)** を定め、これを実行します。

2 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関するお願い



- 当社では、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により創設された「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づき、保険契約の申し込みの際などに、お客さまの氏名・住所(名称・所在地)、居住地国などを記載した届出書(新規届出書)など、必要書類の提出をお願いしております。
- 提出いただいた届出書(新規届出書)などの内容に基づき、国税庁(所轄の税務署長)あてに契約情報などを報告することがあります。
- 届出書(新規届出書)の提出後に届出書記載の居住地国・法人種別・実質的支配者の居住地国などに異動があった場合は、届出書(異動届出書)の再提出が必要となりますので、当社までご連絡ください。

※① Web参照…日本郵政グループにおける共同利用の利用目的は、日本郵政株式会社Webサイト (<https://www.japanpost.jp/corporate/control/privacy.html#Statement>) をご覧ください。

※② Web参照…当社の個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)は、当社Webサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/>) をご覧ください。

Web参照…非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関するお願いは、当社Webサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/>) をご覧ください。

MEMO

Dotted lines for writing content.

契約に際して

特長としくみ

保険金などの請求

保険料の払い込み

契約後の取り扱い

税制など

個人情報制度の案内

3 生命保険契約者保護機構

当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時または契約変更時にお約束した保険金額、年金額などが削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時または契約変更時の保険金額、年金額などが削減されることがあります。

保護機構の概要

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかる保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いにかかる資金援助および保険金請求権などの買い取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態などによっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）にかかる部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金など（※3）の90%とすることが、保険業法などで定められています（保険金・年金などの90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約にかかる特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確認することとなります。）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】=90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、当社または保護機構のWebサイト (<https://www.seihohogo.jp/>) で確認できます。

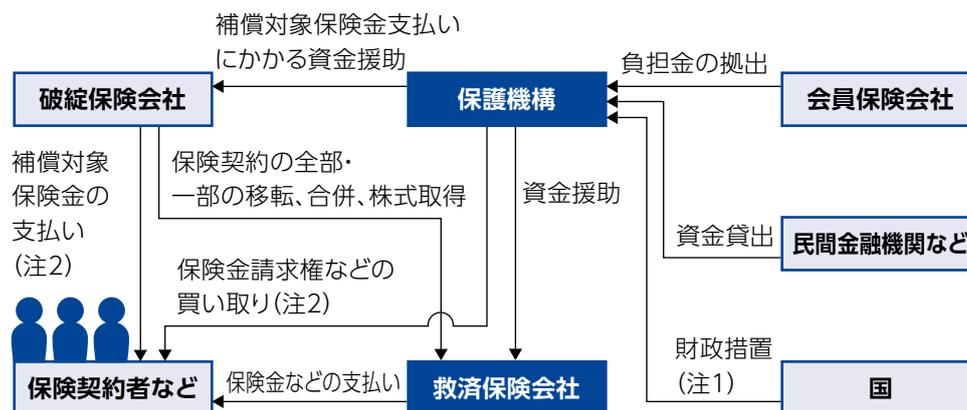
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（※3）責任準備金などとは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

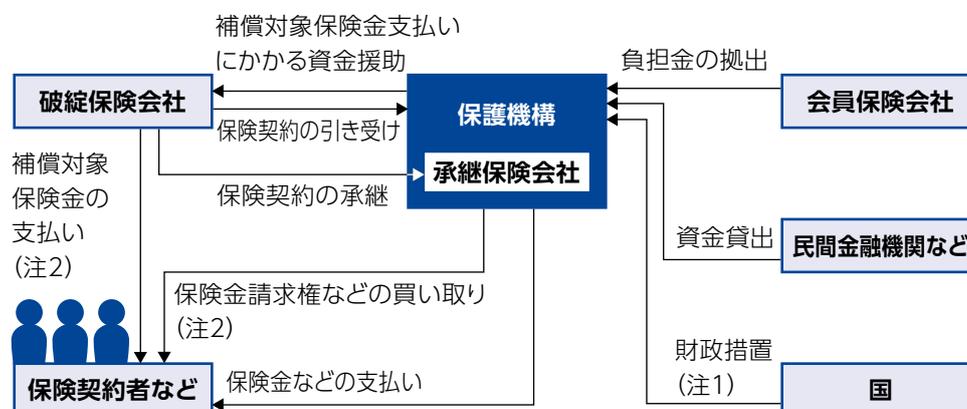
（※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払い、保護機構が補償対象契約にかかる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります（高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。）。

●補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて2024年6月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

最新の情報は、当社Webサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/>) で確認できます。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関する問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 **※①** TEL 03-3286-2820
 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前9時～正午、午後1時～午後5時

※①Web参照…生命保険契約者保護機構のWebサイト (<https://www.seihohogo.jp/>) もご覧ください。

普通保険約款

○財形積立貯蓄保険普通保険約款	46 ページ
○財形住宅貯蓄保険普通保険約款	63 ページ
○財形終身年金保険普通保険約款	83 ページ

特則条項

○指定代理請求特則Ⅱ条項	98 ページ
--------------------	-----------

約款

「約款」とは、「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。

財形積立貯蓄保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(令和 6 年 4 月 1 日改正)

目次

第 1 章 総則	
第 1 条 保険契約関係者	47
第 2 章 保険金等の支払	
第 2 条 保険金の支払	47
第 3 条 死亡返戻金の支払	48
第 4 条 重度障害による保険金等の支払	48
第 5 条 死亡保険金の削減支払	48
第 3 章 責任開始	
第 6 条 責任開始の時	49
第 7 条 保険証券	49
第 4 章 保険料の払込み	
第 8 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	49
第 9 条 契約の失効	49
第 10 条 勤務先等による保険料払込みの代行	50
第 11 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	50
第 5 章 契約の解除	
第 12 条 重大事由による契約の解除	50
第 13 条 加入限度額超過による契約の解除	51
第 6 章 契約の取消しおよび無効	
第 14 条 詐欺による取消し	51
第 15 条 不法取得目的による無効	51
第 7 章 死亡保険金受取人の代表者	
第 16 条 死亡保険金受取人の代表者	51
第 8 章 契約関係者の変更	
第 17 条 住所等の変更	52
第 18 条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更	52
第 19 条 遺言による死亡保険金受取人の変更	52
第 20 条 死亡保険金受取人の死亡	52
第 9 章 契約の変更	
第 21 条 保険期間の延長変更	53
第 22 条 保険料額の増額または減額変更	53
第 23 条 保険金額の減額変更	54
第 24 条 保険料払済契約への変更	54
第 25 条 保険料払済契約の復旧	55
第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 26 条 加入年齢の計算	55
第 27 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	55
第 11 章 解約	
第 28 条 保険契約者による解約	56
第 29 条 勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約	56
第 30 条 保険金受取人による基本契約の存続	56
第 12 章 返戻金の支払	
第 31 条 返戻金の支払	57
第 13 章 契約者配当	
第 32 条 契約者配当金の割当て	57
第 33 条 契約者配当金の支払	57

第 14 章 譲渡禁止	
第 34 条 譲渡禁止	58
第 15 章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第 35 条 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	58
第 16 章 保険金等の請求および支払時期等	
第 36 条 保険金等の請求および支払時期等	58
第 37 条 消滅時効の援用	59
別表 1 会社所定の感染症	
別表 2 死亡返戻金の額	
別表 3 重度障害の状態	
別表 4 必要書類	

第 1 章 総則

第 1 条 (保険契約関係者)

- (1)この保険契約の保険契約者は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
(2)この保険契約の被保険者は、保険契約者と同一人とします。

第 2 章 保険金等の支払

第 2 条 (保険金の支払)

- (1)この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に次のいずれかに該当したとき ①責任開始時以後 ^[1] において受けた偶発的な外来の事故 ^[2] を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡したとき ②責任開始時以後 ^[1] においてかかった会社所定の感染症(別表 1)を直接の原因として死亡したとき	基準保険金額 ^[3] × 2	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[3]	保険契約者 ^[4]

- (2)被保険者が次のいずれかの事由により死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②特定された死亡保険金受取人^[5]の故意または重大な過失
- ③被保険者の犯罪行為
- ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- (3)死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金^[6]を保険契約者に支払います。

備考 (第 2 条)

- [1]「責任開始時以後」とは、第 6 条 (責任開始の時) の責任開始の時以後をいいます。
[2]「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症(別表 1)は偶発的な外来の事故とはみなしません。
[3]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

[4] 満期保険金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

[5] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）または第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

[6] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第3条（死亡返戻金の支払）

被保険者が保険期間の満了前に第2条（保険金の支払）の死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したときは、別表2に定める額の死亡返戻金^[1]を死亡保険金受取人に支払います。

備考（第3条）

[1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

第4条（重度障害による保険金等の支払）

(1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になった場合^[2]において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金または死亡返戻金^[3]の支払の規定その他この約款の規定を適用します。

(2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[4]に提出してください。

(3) 本条(1)において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に本条(1)の通知をすることができなかつたと会社が認めた場合には、その期間の末日にその通知があったものとみなします。

(4) 本条(1)は、被保険者が、被保険者または特定された死亡保険金受取人^[5]の故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。

(5) 被保険者が基本契約の責任開始時前^[6]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[1]に重度障害の状態（別表3）になった場合であっても、その疾病に関して、基本契約の責任開始時前^[6]に、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病により重度障害の状態（別表3）になったものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

備考（第4条）

[1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。

[2] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態（別表3）になった場合を含みます。

[3] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[5] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）または第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

[6] 「責任開始時前」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時前をいいます。

第5条（死亡保険金の削減支払）

被保険者が次のいずれかにより死亡した場合、または次の②により重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により死亡または重度障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、積立金^[1]の額を下回ることはありません。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

備考（第5条）

[1] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第3章 責任開始

第6条（責任開始の時）

(1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
② 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時

(2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。

(3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

(4) 本条(3)の場合、保険証券は保険契約者の勤務先を経由して保険契約者に交付します。ただし、保険契約者の勤務先が事務代行団体^[1]にこの基本契約にかかる事務を委託しているときは、事務代行団体^[1]および勤務先を経由して保険契約者に交付します。

(5) 基本契約は、会社が本条(3)の保険証券を発した時に成立するものとします。

備考（第6条）

[1] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。

第7条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者兼被保険者の氏名
- ③ 保険金受取人の氏名または名称
- ④ 支払事由
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 保険金の額
- ⑦ 保険料およびその払込方法
- ⑧ 契約日
- ⑨ 保険証券を作成した年月日

第4章 保険料の払込み

第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

(1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、第10条（勤務先等による保険料払込みの代行）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

備考（第8条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

第9条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

備考（第9条）

[1] 「猶予期間」とは、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

第 10 条 (勤務先等による保険料払込みの代行)

- (1) 第 2 回以降の保険料は、この基本契約にかかる勤務先が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、保険契約者に代わって払い込んでください。
- (2) 保険契約者の勤務先が事務代行団体^[1]にこの基本契約にかかる事務を委託している場合は、本条(1)にかかわらず、第 2 回以降の保険料は、その勤務先が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体^[1]が保険契約者に代わって払い込んでください。
- (3) 保険契約者が事務代行団体^[1]との間で払込代行契約^[2]を締結している場合は、本条(1)にかかわらず、第 2 回以降の保険料は、その事務代行団体^[1]が保険契約者から保険料に相当する金額の払込みを受け、保険契約者に代わって払い込んでください。
- (4) 本条(1)から(3)により勤務先等^[3]が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書^[4]または覚書^[5]に基づいてその勤務先等^[3]から会社^[6]に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれたものとします。

備考 (第 10 条)

- [1] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。
- [2] 「払込代行契約」とは、勤労者財産形成促進法に規定する払込代行契約をいいます。
- [3] 「勤務先等」とは、勤務先または事務代行団体をいいます。
- [4] 「財形貯蓄取扱依頼書」とは、この基本契約にかかる事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものをいいます。
- [5] 「覚書」とは、財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約にかかる事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものをいいます。
- [6] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 11 条 (未経過期間に対する保険料の払戻し)

保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、払い戻す保険料を死亡保険金または死亡返戻金^[2]と同時に支払う場合は、死亡保険金受取人に払い戻します。

- ① 基本契約の消滅
- ② 保険料額の減額変更
- ③ 保険金額の減額変更
- ④ 保険料払済契約への変更

備考 (第 11 条)

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含まれません。

第 5 章 契約の解除

第 12 条 (重大事由による契約の解除)

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ③ 保険契約者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[3]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[3]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[3]を不当に利用していると認められること
 - エ. 死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力^[3]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力^[3]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合

- (2)会社は、本条(1)の事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金^[4]を支払いません。また、すでにその保険金^[4]の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- (3)本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4)本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、保険金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5)第31条(返戻金の支払)にかかわらず、本条(1)③により基本契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の死亡保険金受取人に対して本条(2)を適用し死亡保険金を支払わないときは、基本契約のうち支払われない死亡保険金に対する部分については第31条(返戻金の支払)を適用し、その部分に対する返戻金を保険契約者に支払います。

備考(第12条)

- [1]「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2]「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [4]本条(1)③のみに該当した場合で、本条(1)③ア. からオ. までの該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

第13条(加入限度額超過による契約の解除)

- (1)会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2)本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3)本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、保険金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

備考(第13条)

- [1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [2]「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第6章 契約の取消しおよび無効

第14条(詐欺による取消し)

保険契約者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結を行ったときは、その基本契約は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7章 死亡保険金受取人の代表者

第16条(死亡保険金受取人の代表者)

- (1)基本契約について死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)死亡保険金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[1]に提出してください。
- (3)本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について死亡保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても、その効力を有します。

備考(第16条)

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8章 契約関係者の変更

第17条 (住所等の変更)

- (1) 保険契約者が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

備考 (第17条)

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第18条 (会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約者は、死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由が発生するまでは、会社^[2]に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が死亡保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、死亡保険金受取人を変更することができません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[2]に提出してください。
- (3) 本条(1)の通知が会社^[2]に到達した場合には、死亡保険金受取人はその通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、その通知が会社^[2]に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金または死亡返戻金^[1]を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金または死亡返戻金^[1]の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

備考 (第18条)

[1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第19条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)

- (1) 第18条(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社^[2]に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (3) 保険契約者の相続人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[2]に提出してください。

備考 (第19条)

[1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第20条 (死亡保険金受取人の死亡)

- (1) 死亡保険金受取人が死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由の発生以前に死亡したときは、死亡保険金受取人は次のとおりとします。^[2]

保険金等	保険金受取人
死亡保険金または死亡返戻金 ^[1]	被保険者の遺族
重度障害による保険金等 ^[3]	被保険者

- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	被保険者の遺族
①	被保険者の配偶者 ^[4]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3)胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4)本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5)本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の死亡保険金受取人とします。
- (6)遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の死亡保険金受取人となることができません。
- (7)本条(1)の死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (8)本条(7)により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- (9)本条(5)(7)(8)により死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

備考(第20条)

- [1]「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [2] 保険契約申込書に死亡保険金受取人の記載がなく特定されていないときも、本条(1)の者を死亡保険金受取人とします。
- [3]「重度障害による保険金等」とは、死亡保険金または死亡返戻金のうち第4条(重度障害による保険金等の支払)(1)により死亡保険金または死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。
- [4]「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第9章 契約の変更

第21条(保険期間の延長変更)

- (1)保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険期間を延長するための変更^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[2]を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 保険料払済契約に変更されているとき^[3]
 - ② 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額^[4]を超えるとき^[5]
 - ③ 基本契約の契約日において、被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[6]に提出してください。
- (4)本条(1)の場合において、被保険者が本条(1)の変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故^[7]を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症(別表1)を直接の原因として死亡したときは、その変更の効力は生じないものとします。

備考(第21条)

- [1]「保険期間を延長するための変更」とは、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を上回ることとなる、基本契約の契約日における会社の定める契約種類のいずれかに変更することをいいます。
- [2]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [3] 保険料払済契約への変更の請求をし、その変更の効力が生じていないものを含みます。
- [4]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [5]「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [6]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [7]「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症(別表1)は偶発的な外来の事故とはみなしません。

第22条(保険料額の増額または減額変更)

- (1)保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険料額を増額または減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 保険料額が1000円の倍数とならないとき
 - ② 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額^[2]を超えるとき^[3]
 - ③ 変更後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[4]に提出してください。

- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[5]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[5]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[6]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- (5)本条(4)の場合において、保険料額を増額するための変更にあつては、被保険者がその変更の効力発生後にその変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故^[7]を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症(別表1)を直接の原因として死亡したときは、本条(1)のその変更は効力を生じません。
- (6)本条(1)の場合において、保険金額を減額するための変更の請求をした基本契約にあつては、本条(1)にかかわらず、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過する前であっても、保険料額を増額するための変更を請求することができます。

備考(第22条)

- [1]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [2]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [3]「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [4]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [5]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [6]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [7]「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症(別表1)は偶発的な外来の事故とはみなしません。

第23条(保険金額の減額変更)

- (1)保険契約者は、保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ①減額後の基本契約の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ②変更後の保険料額が1000円の倍数とならないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[2]に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- (5)本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金または返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考(第23条)

- [1]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [4]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第24条(保険料払済契約への変更)

- (1)保険契約者は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。
- (2)保険契約者は、変更前の基本契約に対する未払保険料の額が積立金^[2]の額以上であるときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[3]に提出してください。
- (4)本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。
- (5)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[4]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[4]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。

備考(第24条)

- [1]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

[2]「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

[3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第25条（保険料払済契約の復旧）

(1) 保険料払済契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、保険料払済契約の復旧^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[2]を変更します。

(2) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[3]に提出してください。

(3) 本条(1)の場合、変更後の基準保険金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求に併せて、変更後の基準保険金額^[2]を基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をしてください。

(4) 本条(1)の請求があった場合、保険料払済契約に変更した日以後本条(1)の変更の効力発生日を含む月の前月までに払込時期^[4]が到来した保険料については、これを払い込む必要がありません。

(5) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[5]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[5]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[6]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。

(6) 本条(5)の場合において、被保険者がその変更の効力発生日にその変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故^[7]を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症（別表1）を直接の原因として死亡したときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

備考（第25条）

[1]「保険料払済契約の復旧」とは、保険料払済契約に変更した基本契約を再度保険料の払込みをする基本契約にする変更をいいます。

[2]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

[3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[4]「払込時期」とは、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）の払込時期をいいます。

[5]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[6]「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

[7]「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表1）は偶発的な外来の事故とはみなしません。

第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第26条（加入年齢の計算）

(1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。

(2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考（第26条）

[1]「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第27条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、その基本契約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。

備考（第27条）

[1]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第 11 章 解約

第 28 条 (保険契約者による解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条 (1) の解約をしようとするときは、必要書類 (別表 4) を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条 (1) の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- ① 月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があったとき
 - ② 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条 (3) により解約の効力が生じる前に保険金または返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考 (第 28 条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第 29 条 (勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約)

次の不適格事由等に該当するときは、次のとおり保険契約者から第 28 条 (保険契約者による解約) (1) による解約の通知があったものとします。

不適格事由等	解約の通知があったものとする時
① 保険契約者が勤労者財産形成促進法に規定する勤労者に該当しないこととなったとき ^[1]	勤労者に該当しないこととなった時
② 勤務先が財形積立貯蓄保険の基本契約にかかる事務を廃止したとき	その旨の届出があった時
③ 保険料払済契約に変更した基本契約 ^[2] について、その保険料払済契約への変更の効力の発生した日から 2 年を経過する前に保険料払済契約の復旧の請求がなかったとき	その 2 年を経過した時

備考 (第 29 条)

- [1] 転任または退職した場合を除きます。
- [2] 変更後の基準保険金額が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額を下回るものに限りです。

第 30 条 (保険金受取人による基本契約の存続)

- (1) 債権者等^[1]による基本契約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条 (1) の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべてを満たす死亡保険金受取人または重度障害による保険金受取人^[3]が、保険契約者の同意を得て、本条 (1) の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条 (1) の解約はその効力を生じません。
- ① 保険契約者の親族であること
 - ② 保険契約者でないこと
- (3) 本条 (2) の通知をしようとするときは、必要書類 (別表 4) を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条 (1) の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条 (2) により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条 (2) の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

備考 (第 30 条)

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「重度障害による保険金受取人」とは、死亡保険金受取人のうち第 4 条 (重度障害による保険金等の支払) (1) により死亡保険金または死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定が適用される場合の死亡保険金受取人をいいます。

第12章 返戻金の支払

第31条（返戻金の支払）

(1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

- ① 基本契約の解除
- ② 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
- ③ 基本契約の失効
- ④ 保険金額の減額変更の請求
- ⑤ 死亡保険金の免責事由^[1]の該当

(2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)⑤の場合は、積立金^[2]の額とします。

備考（第31条）

[1] 「免責事由」とは、第2条（保険金の支払）(2)の事由をいいます。

[2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第13章 契約者配当

第32条（契約者配当金の割当て）

(1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

(2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

第33条（契約者配当金の支払）

(1) 第32条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の月ごとの契約応当日^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その月ごとの契約応当日^{[1][3]}から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

(2) 第32条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[4]は、契約者配当準備金に繰り入れます。

(3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[5]を支払います。ただし、②の場合に死亡保険金または死亡返戻金^[6]を支払うときは死亡保険金受取人に支払います。

- ① 保険期間の満了
- ② 被保険者の死亡
- ③ 基本契約の解除
- ④ 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
- ⑤ 基本契約の失効
- ⑥ 保険金額の減額変更の請求

(4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額^[7]のうち減額した基準保険金額^[7]の割合によって計算します。

(5) 第32条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

備考（第33条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2] 次の基本契約を除きます。

(1) 月ごとの契約応当日に基本契約の解除または第28条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約

(2) 月ごとの契約応当日に保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分

[3] 基本契約の契約日からその日を含めて1年を経過しないときは最初の年ごとの契約応当日とします。

[4] 第32条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てを行った事業年度末またはその翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)①に該当したことにより支払うものを除きます。

[5] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。

[6] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[7] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第 14 章 譲渡禁止

第 34 条 (譲渡禁止)

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第 15 章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

第 35 条 (保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い)

保険金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。

備考 (第 35 条)

[1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 満期保険金
- (3) 返戻金
- (4) 契約者配当金
- (5) 払い戻す保険料

[2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払保険料
- (2) 次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）
 - ① 第 23 条（保険金額の減額変更）(5)
 - ② 第 28 条（保険契約者による解約）(4)
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第 16 章 保険金等の請求および支払時期等

第 36 条 (保険金等の請求および支払時期等)

- (1) 保険金受取人は、死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[2]に通知してください。
- (2) 保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 4）を会社^[2]に提出して保険金等^[3]を請求してください。
- (3) 保険金等^[3]は、本条 (2) の必要書類が会社^[2]に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社^[2]で支払います。
- (4) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までには会社^[2]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[4]を行います。この場合には、本条 (3) にかかわらず、保険金等^[3]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[2]に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、保険金等^[3]を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
② 保険金の免責事由 ^[5] に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第 12 条（重大事由による契約の解除）(1) ③ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは保険金受取人の基本契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条 (4) の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3)(4) にかかわらず、保険金等^[3]を支払うべき期限は、本条 (2) の必要書類が会社^[2]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。）を経過する日とし、会社は、保険金等^[3]を請求した者にその旨を通知します。

- ① 本条 (4) ②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
- ② 本条 (4) に定める事項に関し、保険契約者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
- ③ 本条 (4) に定める事項についての日本国外における調査 180 日

(6)本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[6]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等^[3]の支払は行いません。

(7)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

備考(第36条)

[1]「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3]「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

[4]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[5]「免責事由」とは、第2条(保険金の支払)(2)の事由をいいます。

[6]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第37条(消滅時効の援用)

保険金等^[1]の支払を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考(第37条)

[1]「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

別表1 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次のとおりとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) フリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。）
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表2 死亡返戻金の額

死亡返戻金の額は、次の金額とします。

$$\text{（基準保険金額}^{[1]}\text{）} \times \frac{\text{（契約日から死亡の日までの経過期間）}}{\text{（保険期間）}}$$

（注）保険期間および基本契約の契約日から被保険者の死亡の日までの経過期間は、月を単位として計算し、1か月に満たない端数があるときは、その端数は切り上げます。

備考（別表2）

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

別表3 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失ったものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。

7	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
8	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢の用を全く永久に失ったもの
9	1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
10	1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの
11	両下肢を足関節以上で失ったもの
12	1 下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1 下肢の用を全く永久に失ったもの
13	両下肢の用を全く永久に失ったもの

別表4 必要書類

(1)保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

①保険金または死亡返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第2条関係）	死亡保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 被保険者の死亡が偶発的な外来の事故または会社所定の感染症によるものであることを証明できる書類 6 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
満期保険金の支払（第2条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 保険契約者の戸籍抄本 4 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
死亡返戻金の支払（第3条関係）	死亡保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
重度障害による保険金等の支払（第4条関係）	死亡保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

②その他

項目	提出する者	必要書類
重度障害の通知（第4条(1)関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の身体障害が偶発的な外来の事故または会社所定の感染症によるものであるときは、これらの事実を証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第11条関係）	保険契約者または死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
死亡保険金受取人の代表者の指定または変更（第16条関係）	死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による死亡保険金受取人の変更（第18条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更（第19条関係）	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
契約の変更（第21条－第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人による基本契約の存続（第30条関係）	保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
返戻金の支払（第31条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第33条関係）	保険契約者または死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3)(1)の書類のうち、契約の変更および解約にかかるものは、勤務先を経由して会社に提出してください。

(4)勤務先が事務代行団体に基本契約にかかる事務を委託している場合は、(3)の書類は勤務先および事務代行団体を經由して会社に提出してください。

(5)保険契約者が事務代行団体との間で払込代行契約を締結している場合は、(3)の書類は事務代行団体を經由して会社に提出してください。

(6)会社は、(1)(2)(3)(4)(5)の書類の提出について、書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により提出することを認めることがあります。

備考（別表4）

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

財形住宅貯蓄保険普通保険約款

(平成19年10月1日制定)

(令和6年4月1日改正)

目次

第1章 総則	
第1条 保険契約関係者	64
第2章 保険金等の支払	
第2条 保険金の支払	64
第3条 死亡返戻金の支払	65
第4条 重度障害による保険金等の支払	65
第5条 死亡保険金の削減支払	65
第3章 責任開始	
第6条 責任開始の時	66
第7条 保険証券	66
第4章 保険料の払込み	
第8条 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間	66
第9条 契約の失効	66
第10条 勤務先等による保険料払込みの代行	67
第11条 未経過期間に対する保険料の払戻し	67
第5章 契約の解除	
第12条 重大事由による契約の解除	67
第13条 加入限度額超過による契約の解除	68
第6章 契約の取消しおよび無効	
第14条 詐欺による取消し	68
第15条 不法取得目的による無効	68
第7章 死亡保険金受取人の代表者	
第16条 死亡保険金受取人の代表者	68
第8章 契約関係者の変更	
第17条 住所等の変更	69
第18条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更	69
第19条 遺言による死亡保険金受取人の変更	69
第20条 死亡保険金受取人の死亡	69
第9章 契約の変更	
第21条 保険期間の延長変更	70
第22条 保険期間の延長変更の特例	70
第23条 保険期間の短縮変更	71
第24条 保険料額の増額または減額変更	71
第25条 保険金額の減額変更	72
第26条 保険料払済契約への変更	72
第27条 保険料払済契約への変更の特例	72
第28条 保険料払済契約の復旧	73
第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第29条 加入年齢の計算	73
第30条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	73
第11章 解約	
第31条 保険契約者による解約	74
第32条 勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約	74
第33条 保険金受取人による基本契約の存続	75
第12章 返戻金の支払	
第34条 返戻金の支払	75

第 13 章 保険料累計額の制限	
第 35 条 保険料累計額の制限	75
第 14 章 契約者配当	
第 36 条 契約者配当金の割当て	76
第 37 条 契約者配当金の支払	76
第 15 章 譲渡禁止	
第 38 条 譲渡禁止	76
第 16 章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第 39 条 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	76
第 17 章 保険金等の請求および支払時期等	
第 40 条 保険金等の請求および支払時期等	77
第 41 条 消滅時効の援用	78
別表 1 会社所定の感染症	
別表 2 死亡返戻金の額	
別表 3 重度障害の状態	
別表 4 必要書類	

第 1 章 総則

第 1 条 (保険契約関係者)

- (1)この保険契約の保険契約者は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
 (2)この保険契約の被保険者は、保険契約者と同一人とします。

第 2 章 保険金等の支払

第 2 条 (保険金の支払)

- (1)この基本契約の保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間の満了前に次のいずれかに該当したとき ①責任開始時以後 ^[1] において受けた偶発的な外来の事故 ^[2] を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に死亡したとき ②責任開始時以後 ^[1] においてかかった会社所定の感染症(別表 1)を直接の原因として死亡したとき	基準保険金額 ^[3] × 2	死亡保険金受取人
満期保険金	被保険者の生存中に保険期間が満了したとき	基準保険金額 ^[3]	保険契約者 ^[4]

- (2)満期保険金は、勤労者財産形成促進法および勤労者財産形成促進法施行令に規定する方法により住宅の取得等^[5]に充ててください。

- (3)被保険者が次のいずれかの事由により死亡した場合には、死亡保険金を支払いません。

- ①被保険者の故意または重大な過失
- ②特定された死亡保険金受取人^[6]の故意または重大な過失
- ③被保険者の犯罪行為
- ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- (4)死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金^[7]を保険契約者に支払います。

備考（第2条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表1）は偶発的な外来の事故とはみなしません。
- [3] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [4] 満期保険金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- [5] 「住宅の取得等」とは、住宅の取得又は住宅の増改築等をいいます。
- [6] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）または第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [7] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第3条（死亡返戻金の支払）

被保険者が保険期間の満了前に第2条（保険金の支払）の死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したときは、別表第2に定める額の死亡返戻金^[1]を死亡保険金受取人に支払います。

備考（第3条）

- [1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

第4条（重度障害による保険金等の支払）

- (1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病または受けた傷害により重度障害の状態（別表3）になった場合^[2]において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金または死亡返戻金^[3]の支払の規定その他この約款の規定を適用します。
- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[4]に提出してください。
- (3) 本条(1)において、保険契約者がやむを得ない事由により保険期間内に本条(1)の通知をすることができなかつたと会社が認めた場合には、その期間の末日にその通知があったものとみなします。
- (4) 本条(1)は、被保険者が、被保険者または特定された死亡保険金受取人^[5]の故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。
- (5) 被保険者が基本契約の責任開始時前^[6]にかかった疾病により基本契約の責任開始時以後^[1]に重度障害の状態（別表3）になった場合であっても、その疾病に関して、基本契約の責任開始時前^[6]に、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者が基本契約の責任開始時以後^[1]にかかった疾病により重度障害の状態（別表3）になったものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

備考（第4条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 責任開始時前にすでに生じていた障害の状態に、その障害の状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始時以後にかかった疾病または受けた傷害を原因とする障害の状態が新たに加わって重度障害の状態（別表3）になった場合を含みます。
- [3] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [5] 「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第18条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）または第19条（遺言による死亡保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [6] 「責任開始時前」とは、第6条（責任開始の時）の責任開始の時前をいいます。

第5条（死亡保険金の削減支払）

被保険者が次のいずれかにより死亡した場合、または次の②により重度障害の状態（別表3）になった場合で、その原因により死亡または重度障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合において、削減して支払う金額は、積立金^[1]の額を下回ることはありません。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

備考（第5条）

- [1] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

第3章 責任開始

第6条（責任開始の時）

(1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
② 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時

(2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。

(3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

(4) 本条(3)の場合、保険証券は保険契約者の勤務先^[1]を経由して保険契約者に交付します。ただし、保険契約者の勤務先^[1]が事務代行団体^[2]にこの基本契約にかかる事務を委託しているときは、事務代行団体^[2]および勤務先^[1]を経由して保険契約者に交付します。

(5) 基本契約は、会社が本条(3)の保険証券を発した時に成立するものとします。

備考（第6条）

[1] 「勤務先」とは、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。

[2] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。

第7条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者兼被保険者の氏名
- ③ 保険金受取人の氏名または名称
- ④ 支払事由
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 保険金の額
- ⑦ 保険料およびその払込方法
- ⑧ 契約日
- ⑨ 保険証券を作成した年月日
- ⑩ 非課税扱いの旨

第4章 保険料の払込み

第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

(1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、第10条（勤務先等による保険料払込みの代行）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

備考（第8条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

第9条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

備考（第9条）

[1] 「猶予期間」とは、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

第 10 条（勤務先等による保険料払込みの代行）

- (1) 第 2 回以降の保険料は、この基本契約にかかる勤務先^[1]が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、保険契約者に代わって払い込んでください。
- (2) 保険契約者の勤務先^[1]が事務代行団体^[2]にこの基本契約にかかる事務を委託している場合は、本条 (1) にかかわらず、第 2 回以降の保険料は、その勤務先^[1]が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体^[2]が保険契約者に代わって払い込んでください。
- (3) 本条 (1)(2) により勤務先等^[3]が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書^[4]または覚書^[5]に基づいてその勤務先等^[3]から会社^[6]に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれたものとしします。

備考（第 10 条）

- [1] 「勤務先」とは、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。
- [2] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。
- [3] 「勤務先等」とは、租税特別措置法に規定する勤務先または事務代行団体をいいます。
- [4] 「財形貯蓄取扱依頼書」とは、この基本契約にかかる事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものをいいます。
- [5] 「覚書」とは、財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約にかかる事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものをいいます。
- [6] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 11 条（未経過期間に対する保険料の払戻し）

- (1) 保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、払い戻す保険料を死亡保険金または死亡返戻金^[2]と同時に支払う場合は、死亡保険金受取人に払い戻します。

- ① 基本契約の消滅
- ② 保険期間の短縮変更
- ③ 保険料額の減額変更
- ④ 保険金額の減額変更
- ⑤ 保険料払済契約への変更

備考（第 11 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

第 5 章 契約の解除

第 12 条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または保険金受取人が、この基本契約の死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② この基本契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ③ 保険契約者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[3]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[3]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[3]を不当に利用していると認められること
 - エ. 死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力^[3]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力^[3]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条 (1) の事由がある場合には、保険金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条 (1) の事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由について、会社は、その保険金^[4]を支払いません。また、すでにその保険金^[4]の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

- (3)本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4)本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、保険金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5)第34条(返戻金の支払)にかかわらず、本条(1)③により基本契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の死亡保険金受取人に対して本条(2)を適用し死亡保険金を支払わないときは、基本契約のうち支払われない死亡保険金に対する部分については第34条(返戻金の支払)を適用し、その部分に対する返戻金を保険契約者に支払います。

備考(第12条)

- [1]「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2]「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [3]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [4]本条(1)③のみに該当した場合で、本条(1)③ア. からオ. までの該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

第13条(加入限度額超過による契約の解除)

- (1)会社は、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が、加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2)本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3)本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、保険金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

備考(第13条)

- [1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [2]「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第6章 契約の取消しおよび無効

第14条(詐欺による取消し)

保険契約者または保険金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結を行ったときは、その基本契約は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7章 死亡保険金受取人の代表者

第16条(死亡保険金受取人の代表者)

- (1)基本契約について死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2)死亡保険金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[1]に提出してください。
- (3)本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について死亡保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても、その効力を有します。

備考(第16条)

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8章 契約関係者の変更

第17条 (住所等の変更)

- (1) 保険契約者が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

備考 (第17条)

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第18条 (会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約者は、死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由が発生するまでは、会社^[2]に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、保険契約者が死亡保険金受取人の変更をしない旨の意思を会社に対して表示しているときは、その意思表示後は、死亡保険金受取人を変更することはできません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[2]に提出してください。
- (3) 本条(1)の通知が会社^[2]に到達した場合には、死亡保険金受取人はその通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、その通知が会社^[2]に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金または死亡返戻金^[1]を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金または死亡返戻金^[1]の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

備考 (第18条)

[1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第19条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)

- (1) 第18条(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社^[2]に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (3) 保険契約者の相続人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[2]に提出してください。

備考 (第19条)

[1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第20条 (死亡保険金受取人の死亡)

- (1) 死亡保険金受取人が死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由の発生以前に死亡したときは、死亡保険金受取人は次のとおりとします。^[2]

保険金等	保険金受取人
死亡保険金または死亡返戻金 ^[1]	被保険者の遺族
重度障害による保険金等 ^[3]	被保険者

- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	被保険者の遺族
①	被保険者の配偶者 ^[4]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3)胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4)本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5)本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の死亡保険金受取人とします。
- (6)遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の死亡保険金受取人となることができません。
- (7)本条(1)の死亡保険金の保険金受取人がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (8)本条(7)により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- (9)本条(5)(7)(8)により死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

備考(第20条)

- [1]「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [2]保険契約申込書に死亡保険金受取人の記載がなく特定されていないときも、本条(1)の者を死亡保険金受取人とします。
- [3]「重度障害による保険金等」とは、死亡保険金または死亡返戻金のうち第4条(重度障害による保険金等の支払)(1)により死亡保険金または死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定が適用されるものをいいます。
- [4]「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第9章 契約の変更

第21条(保険期間の延長変更)

- (1)保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険期間を延長するための変更^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[2]を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ①保険料払済契約に変更されているとき^[3]
 - ②保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額^[4]を超えるとき^[5]、または第35条(保険料累計額の制限)に規定する最高限度額を超える場合
 - ③基本契約の契約日において、被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[6]に提出してください。
- (4)本条(1)の場合において、被保険者が本条(1)の変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故^[7]を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症(別表1)を直接の原因として死亡したときは、その変更の効力は生じないものとします。
- (5)本条(4)の場合において、被保険者が変更前の保険期間の満了後に死亡したときは、本条(4)にかかわらず、変更前の保険期間の満了の日の翌日に保険契約者から基本契約の解約の通知があったものとします。

備考(第21条)

- [1]「保険期間を延長するための変更」とは、変更後の基本契約の保険期間が変更前の基本契約の保険期間を上回ることとなる、基本契約の契約日における会社の定める契約種類のいずれかに変更することをいいます。
- [2]「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [3]保険料払済契約への変更の請求をし、その変更の効力が生じていないものを含みます。
- [4]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [5]「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [6]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [7]「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症(別表1)は偶発的な外来の事故とはみなしません。

第22条(保険期間の延長変更の特例)

- (1)この基本契約の保険期間が満了したときは、その満了の日に、保険契約者から保険期間を1年間延長する変更の請求があったものとみなして保険期間を延長し、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。

(2) 次のいずれかの場合には、本条(1)の変更に関する取扱いをしません。

- ① 満期保険金の支払の請求があったとき
- ② 延長後の保険期間が20年を超えるとき
- ③ 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額^[2]を超えるとき^[3]、または保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第35条(保険料累計額の制限)の最高限度額を超えるとき

(3) 本条(1)の変更は、延長前の保険期間の満了の日の翌日からその効力を生じます。ただし、被保険者が延長前の保険期間の満了の日以前に受けた偶発的な外来の事故^[4]を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその満了の日以前にかかった会社所定の感染症(別表1)を直接の原因として死亡したとき^[5]は、その変更の効力は生じないものとし、その満了の日に被保険者が死亡したものとみなします。

備考(第22条)

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [2] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [3] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [4] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症(別表1)は偶発的な外来の事故とはみなしません。
- [5] 延長前の保険期間の満了の日の翌日以後に死亡した場合に限ります。

第23条(保険期間の短縮変更)

この基本契約の契約日からその日を含めて5年を経過した後保険期間の満了の日までに勤労者財産形成促進法および勤労者財産形成促進法施行令に規定する方法により住宅の取得等^[1]に充てるための満期保険金の支払請求があったときは、その請求の日の前日に、保険契約者からその日を保険期間の満了の日とするための変更の請求があったものとみなします。

備考(第23条)

- [1] 住宅の取得または住宅の増改築等をいいます。

第24条(保険料額の増額または減額変更)

(1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後は、保険料額を増額または減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。

(2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。

- ① 保険料額が1000円の倍数とならないとき
- ② 保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が加入限度額^[2]を超えるとき^[3]、または第35条(保険料累計額の制限)の最高限度額を超えるとき
- ③ 変更後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき

(3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表4)を会社^[4]に提出してください。

(4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[5]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[5]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[6]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。

(5) 本条(4)の場合において、保険料額を増額するための変更にあつては、被保険者がその変更の効力発生後にその変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故^[7]を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症(別表1)を直接の原因として死亡したときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

備考(第24条)

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [2] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの保険料の額をいいます。
- [3] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の保険料の額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [5] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [7] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症(別表1)は偶発的な外来の事故とはみなしません。

第 25 条（保険金額の減額変更）

- (1) 保険契約者は、基準保険金額^[1]の9割に相当する額を限度として保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 減額後の基準保険金額^[1]が基本契約の契約日からその減額変更までの間におけるその基本契約にかかる基準保険金額^[1]のうち最も高い基準保険金額^[1]の10%に満たない額となるとき
 - ② 変更後の保険料額が1000円の倍数とならなるとき
 - ③ その減額変更による返戻金が勤労者財産形成促進法および勤労者財産形成促進法施行令に規定する方法により住宅の取得等^[2]に充てられないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[3]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[4]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[4]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[5]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- (5) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に保険金または返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第 25 条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「住宅の取得等」とは住宅の取得または住宅の増改築等をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第 26 条（保険料払済契約への変更）

- (1) 保険契約者は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更前の基本契約に対する未払保険料の額が積立金^[2]の額以上であるときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[3]に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。
- (5) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[4]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[4]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。

備考（第 26 条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第 27 条（保険料払済契約への変更の特例）

- (1) 保険契約者が海外転勤継続適用申告書^[1]または育児休業等継続適用申告書^[2]を提出しようとするときは、第26条（保険料払済契約への変更）により基本契約を保険料払済契約に変更してください。
- (2) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。

備考（第 27 条）

- [1] 「海外転勤継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [2] 「育児休業等継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第 28 条（保険料払済契約の復旧）

- (1) 保険料払済契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、保険料払済契約の復旧^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[2]を変更します。
- (2) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[3]に提出してください。
- (3) 本条(1)の場合、変更後の基準保険金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないときは、本条(1)の請求に併せて、変更後の基準保険金額^[2]を基本契約の契約日における会社の定める最低保険金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をしてください。
- (4) 本条(1)の請求があった場合、保険料払済契約に変更した日以後本条(1)の変更の効力発生日を含む月の前月までに払込時期^[4]が到来した保険料については、これを払い込む必要がありません。
- (5) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[5]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[5]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[6]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- (6) 本条(5)の場合において、被保険者がその変更の効力発生效后にその変更の請求前において受けた偶発的な外来の事故^[7]を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡し、またはその請求前においてかかった会社所定の感染症（別表1）を直接の原因として死亡したときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

備考（第 28 条）

- [1] 「保険料払済契約の復旧」とは、保険料払済契約に変更した基本契約を再度保険料の払込みをする基本契約にする変更をいいます。
- [2] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「払込時期」とは、第8条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）の払込時期をいいます。
- [5] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [7] 「偶発的な外来の事故」とは、災害、不慮の事故、第三者の加害行為その他これらに類する特別の理由をいいます。ただし、会社所定の感染症（別表1）は偶発的な外来の事故とはみなしません。

第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第 29 条（加入年齢の計算）

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考（第 29 条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第 30 条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、その基本契約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、基準保険金額^[1]を変更します。

備考（第 30 条）

- [1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第11章 解約

第31条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日にその効力を生じます。
- ① 月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があったとき
 - ② 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に保険金または返戻金の支払事由が発生した場合において、会社が返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第31条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。

第32条（勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約）

次の不適格事由等に該当するときは、次のとおり保険契約者から第31条（保険契約者による解約）(1)による解約の通知があったものとします。

不適格事由等	解約の通知があったものとする時
① 保険契約者が財産形成非課税住宅貯蓄申告書 ^[1] に記載した賃金の支払者 ^[2] にかかる勤労者 ^[3] に該当しないこととなったとき ^[4]	その賃金の支払者 ^[2] にかかる勤労者 ^[3] に該当しないこととなった時
② 保険契約者が転任または退職した場合において、2年を経過する前に財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を会社に提出しなかったとき	その2年を経過した時
③ 保険料払済契約に変更した基本契約について、最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧 ^[5] の請求およびこれに基づく保険料の払込みがなかったとき ^{[6][7]}	その2年を経過した時
④ 保険契約者が法施行区域外に転居したとき ^[6]	転居した時
⑤ 海外転勤継続適用申告書 ^[8] を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由に該当することとなったとき	その事由に該当した時
⑥ 育児休業等継続適用申告書 ^[9] または育児休業等期間変更申告書 ^[10] を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する再開日までに保険料払済契約の復旧 ^[5] の請求およびこれに基づく保険料の払込みをしなかったとき	その申告書に記載した育児休業等の期間を経過した時
⑦ 第22条（保険期間の延長変更の特例）(1)による変更ができないとき	保険期間の満了の時
⑧ 保険契約者が保険金額の減額変更をした場合において、その変更による返戻金の支払後2年を経過する前に勤労者財産形成促進法施行令に規定する持家の取得等にかかる住宅の登記事項証明書その他の書類の提出がなかったとき	保険金額の減額変更による返戻金の支払の日からその日を含めて2年を経過した時
⑨ 勤務先が財形住宅貯蓄保険の基本契約にかかる事務を廃止したとき	その旨の届出があった時

備考（第 32 条）

- [1] 保険契約者が財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を提出している場合は、その申告書とします。
- [2] 「賃金の支払者」とは、租税特別措置法に規定する賃金の支払者をいいます。
- [3] 勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
- [4] 転任または退職した場合を除きます。
- [5] 「保険料払済契約の復旧」とは、第28条（保険料払済契約の復旧）の保険料払済契約の復旧をいいます。
- [6] 海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。
- [7] 育児休業等継続適用申告書または育児休業等期間変更申告書の提出があった場合において、租税特別措置法施行令に規定する再開日が到来していないときを除きます。
- [8] 「海外転勤継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [9] 「育児休業等継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [10] 「育児休業等期間変更申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する育児休業等期間変更申告書をいいます。

第 33 条（保険金受取人による基本契約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による基本契約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時に次をすべて満たす死亡保険金受取人または重度障害による保険金受取人^[3]が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
 - ① 保険契約者の親族であること
 - ② 保険契約者でないこと
- (3) 本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表4）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

備考（第 33 条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「重度障害による保険金受取人」とは、死亡保険金受取人のうち第4条（重度障害による保険金等の支払）(1)により死亡保険金または死亡返戻金の支払の規定その他この約款の規定が適用される場合の死亡保険金受取人をいいます。

第 12 章 返戻金の支払

第 34 条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
 - ① 基本契約の解除
 - ② 第31条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ③ 基本契約の失効
 - ④ 保険金額の減額変更の請求
 - ⑤ 死亡保険金の免責事由^[1]の該当
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)⑤の場合は、積立金^[2]の額とします。

備考（第 34 条）

- [1] 「免責事由」とは、第2条（保険金の支払）(3)の事由をいいます。
- [2] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金をいいます。

第 13 章 保険料累計額の制限

第 35 条（保険料累計額の制限）

保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額^[1]の範囲内であることを必要とします。

備考（第 35 条）

- [1] 保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。

第14章 契約者配当

第36条 (契約者配当金の割当て)

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

第37条 (契約者配当金の支払)

- (1) 第36条(契約者配当金の割当て)(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中の月ごとの契約応当日^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その月ごとの契約応当日^{[1][3]}から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第36条(契約者配当金の割当て)(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[4]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[5]を支払います。ただし、②の場合に死亡保険金または死亡返戻金^[6]を支払うときは死亡保険金受取人に支払います。
- ① 保険期間の満了
 - ② 被保険者の死亡
 - ③ 基本契約の解除
 - ④ 第31条(保険契約者による解約)の解約の通知
 - ⑤ 基本契約の失効
 - ⑥ 保険金額の減額変更の請求
- (4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う契約者配当金の額は、基準保険金額^[7]のうち減額した基準保険金額^[7]の割合によって計算します。
- (5) 第36条(契約者配当金の割当て)(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

備考 (第37条)

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 次の基本契約を除きます。
- (1) 月ごとの契約応当日に基本契約の解除または第31条(保険契約者による解約)の解約の通知があった基本契約
 - (2) 月ごとの契約応当日に保険金額の減額変更の請求のあった基本契約のうち減額部分
- [3] 基本契約の契約日からその日を含めて1年を経過しないときは最初の年ごとの契約応当日とします。
- [4] 第36条(契約者配当金の割当て)(1)により割当てを行った事業年度末またはその翌事業年度中に保険期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)①に該当したことにより支払うものを除きます。
- [5] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [6] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [7] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

第15章 譲渡禁止

第38条 (譲渡禁止)

保険契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第16章 保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

第39条 (保険金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い)

保険金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。

備考 (第 39 条)

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 死亡保険金
 - (2) 満期保険金
 - (3) 返戻金
 - (4) 契約者配当金
 - (5) 払い戻す保険料
- [2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払保険料
 - (2) 次により会社が返還を受けるべき返戻金（返戻金と同時に支払った契約者配当金その他の金額を含みます。）
 - ① 第25条（保険金額の減額変更）(5)
 - ② 第31条（保険契約者による解約）(4)
 - (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第 17 章 保険金等の請求および支払時期等

第 40 条 (保険金等の請求および支払時期等)

- (1) 保険金受取人は、死亡保険金または死亡返戻金^[1]の支払事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[2]に通知してください。
- (2) 保険契約者または保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表 4）を会社^[2]に提出して保険金等^[3]を請求してください。
- (3) 保険金等^[3]は、本条(2)の必要書類が会社^[2]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[2]で支払います。
- (4) 保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から保険金請求時までには会社^[2]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[4]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、保険金等^[3]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[2]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等^[3]を請求した者にその旨を通知します。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
② 保険金の免責事由 ^[5] に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項、第12条（重大事由による契約の解除）(1)③ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは保険金受取人の基本契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する基本契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、保険金等^[3]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[2]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数(①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、保険金等^[3]を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 - ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[6]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等^[3]の支払は行いません。
- (7) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

備考 (第 40 条)

- [1] 「死亡返戻金」とは、被保険者の死亡により支払う返戻金をいい、死亡保険金の免責事由に該当したことにより支払う返戻金は含みません。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [4] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [5] 「免責事由」とは、第2条（保険金の支払）(3)の事由をいいます。
- [6] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 41 条 (消滅時効の援用)

保険金等^[1]の支払を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考 (第 41 条)

[1] 「保険金等」とは、保険金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

別表1 会社所定の感染症

会社所定の感染症は、次のとおりとします。

- (1) エボラ出血熱
- (2) フリミア・コンゴ出血熱
- (3) 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。）
- (4) 痘そう
- (5) ペスト
- (6) マールブルグ病
- (7) ラッサ熱
- (8) 急性灰白髄炎
- (9) コレラ
- (10) 細菌性赤痢
- (11) ジフテリア
- (12) 腸チフス
- (13) パラチフス

別表2 死亡返戻金の額

死亡返戻金の額は、次の金額とします。

$$\text{（基準保険金額}^{[1]}\text{）} \times \frac{\text{（契約日から死亡の日までの経過期間）}}{\text{（保険期間）}}$$

（注）保険期間および基本契約の契約日から被保険者の死亡の日までの経過期間は、月を単位として計算し、1か月に満たない端数があるときは、その端数は切り上げます。

備考（別表2）

[1] 「基準保険金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された保険金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

別表3 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。

4 両上肢を手関節以上で失ったもの	<p>(1)「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。</p> <p>(2)「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。</p> <p>(3)「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。</p> <p>(4)「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。</p>
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの	
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの	
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	
11 両下肢を足関節以上で失ったもの	
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの	
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの	

別表4 必要書類

(1)保険金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

①保険金または死亡返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払 (第2条関係)	死亡保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 被保険者の死亡が偶発的な外来の事故または会社所定の感染症によるものであることを証明できる書類 6 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
満期保険金の支払 (第2条関係)	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 勤労者財産形成促進法施行令に規定する持家の取得等にかかる住宅の登記事項証明書その他の書類 4 保険契約者の戸籍抄本 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

死亡返戻金の支払 (第3条関係)	死亡保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 会社所定の医師の死亡証明書 4 死亡保険金受取人の戸籍抄本 5 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
重度障害による保険 金等の支払（第4条 関係）	死亡保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 死亡保険金受取人の戸籍抄本 3 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

②その他

項目	提出する者	必要書類
重度障害の通知（第 4条(1)関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の身体障害が偶発的な外来の事故または会社所定の感染症によるものであるときは、これらの事実を証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
未経過期間に対する 保険料の払戻し（第 11条関係）	保険契約者または 死亡保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 保険契約者または死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
死亡保険金受取人の 代表者の指定または 変更（第16条関係）	死亡保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による 死亡保険金受取人の 変更（第18条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による死亡保険 金受取人の変更（第 19条関係）	保険契約者の相続 人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
契約の変更（第21 条、第24条-第26 条、第28条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 財産形成非課税住宅貯蓄申込書 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
保険期間の延長変更 の特例（第22条関 係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 財産形成非課税住宅貯蓄申込書（保険料払済契約に変更した基本契約を除きます。） 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解 約（第31条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険金受取人による 基本契約の存続（第 33条関係）	保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の通知書 2 保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券

返戻金の支払（第34条関係）	保険契約者	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 勤労者財産形成促進法施行令に規定する持家の取得等に係る住宅の登記事項証明書その他の書類 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
契約者配当金の支払（第37条関係）	保険契約者または死亡保険金受取人	<ol style="list-style-type: none"> 1 会社所定の請求書 2 保険契約者または死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

- (2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- (3)(1)の書類のうち、契約の変更、保険期間の延長変更の特例および解約にかかるものは、勤務先を経由して会社に提出してください。
- (4)勤務先が事務代行団体に基本契約にかかる事務を委託している場合は、(3)の書類は勤務先および事務代行団体を經由して会社に提出してください。
- (5)会社は、(1)(2)(3)(4)の書類の提出について、書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により提出することを認めることがあります。

備考（別表4）

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

財形終身年金保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(令和 6 年 4 月 1 日改正)

目次

第 1 章 総則	
第 1 条 保険契約関係者	84
第 2 章 年金の支払	
第 2 条 年金の支払	84
第 3 条 継続年金の支払	84
第 4 条 年金の支払方法	84
第 5 条 年金の上乗支払	85
第 6 条 被保険者死亡の場合における上乗年金の支払	85
第 7 条 年金上乗期間中に積み増された積増年金の支払	85
第 8 条 年金不払期間中に積み増された積増年金の支払	86
第 3 章 責任開始	
第 9 条 責任開始の時	86
第 10 条 保険証券	86
第 4 章 保険料の払込み	
第 11 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	87
第 12 条 契約の失効	87
第 13 条 勤務先等による保険料払込みの代行	87
第 14 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	87
第 15 条 保険料累計額の制限	88
第 5 章 契約の解除	
第 16 条 重大事由による契約の解除	88
第 17 条 加入限度額超過による契約の解除	88
第 6 章 契約の取消しおよび無効	
第 18 条 詐欺による取消し	89
第 19 条 不法取得目的による無効	89
第 7 章 年金受取人または年金継続受取人の代表者	
第 20 条 年金受取人または年金継続受取人の代表者	89
第 8 章 住所等の変更	
第 21 条 住所等の変更	89
第 9 章 契約の変更	
第 22 条 契約の変更	89
第 23 条 保険料払済契約への変更	90
第 24 条 保険料払済契約への変更の特例	90
第 25 条 保険料払済契約の復旧	90
第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 26 条 加入年齢の計算	90
第 27 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	91
第 11 章 解約	
第 28 条 保険契約者による解約	91
第 29 条 勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約	91
第 12 章 返戻金の支払	
第 30 条 返戻金の支払	92
第 13 章 契約者配当	
第 31 条 契約者配当金の割当て	92
第 32 条 契約者配当金の支払	92

第14章 譲渡禁止	
第33条 譲渡禁止	93
第15章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第34条 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	93
第16章 年金等の請求および支払時期等	
第35条 年金等の請求および支払時期等	94
第36条 消滅時効の援用	94
別表1 重度障害の状態	
別表2 必要書類	

第1章 総則

第1条（保険契約関係者）

- (1)この保険契約の保険契約者は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
- (2)この保険契約の被保険者は、保険契約者と同一人とします。

第2章 年金の支払

第2条（年金の支払）

年金は、年金支払事由発生日^[1]または年ごとの年金支払事由発生応当日^[2]に被保険者が生存しているときに、年金受取人^[3]に支払います。

備考（第2条）

- [1]「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2]「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [3]年金受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。

第3条（継続年金の支払）

年金支払事由発生日^[1]以後保証期間^[2]内に被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の翌日以後保証期間^[2]内に年ごとの年金支払事由発生応当日^[3]が到来したときは、継続年金^[4]を年金継続受取人^[5]に支払います。

備考（第3条）

- [1]「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2]「保証期間」とは、被保険者が年金支払事由発生日以後に死亡した場合に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。
- [3]「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4]「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたときに支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。
- [5]年金継続受取人は、継続年金の支払を受けるべき保険契約者とします。

第4条（年金の支払方法）

- (1)会社は、各年金支払年度^[1]に支払うべき年金額を6回に分割し、年金支払事由発生日^[2]または年ごとの年金支払事由発生応当日^[3]の2か月ごとの応当日^[4]に、その1回分を支払います。この場合において、1回分の支払金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は各年金支払年度^[1]の最初に支払うべき金額に合算して支払います。
- (2)保証期間^[5]経過後に被保険者が死亡した場合において、被保険者の死亡した日を含む年金支払年度^[1]に支払うべき年金に未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

備考（第4条）

- [1]「年金支払年度」とは、年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生応当日の前日に終わる期間をいいます。

- [2] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日を含む月の2か月ごとの月にその応当日がない場合は、その月の末日とします。
- [5] 「保証期間」とは、被保険者が年金支払事由発生日以後に死亡した場合に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。

第5条（年金の上乗支払）

- (1) 年金支払事由発生日^[1]以後において、被保険者または被保険者の配偶者^[2]が、次のいずれかに該当したときは、年金受取人は、年金上乗期間^[3]にわたり、元の年金^[4]の額に上乗年金^[5]の額を加えて得た額の支払を請求することができます。
- ① 基本契約の責任開始時以後^[6]に重度障害の状態（別表1）となり、請求時においてその状態が継続しているとき
 - ② 6か月以上の期間にわたり療養を必要とする状態^[7]となり、請求時においてその状態が継続しているとき
- (2) 次のいずれかに該当するときは、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 年金支払事由発生日^[1]から年金上乗期間^[3]の満了する日までの期間が5年未満であるとき
 - ② 上乗年金^[5]の支払回数が、1回限りであるとき
 - ③ すでに上乗年金^[5]の支払の請求をしたものであるとき
- (3) 本条(1)の請求があった場合、年金上乗期間^[3]の満了の日の翌日から保証期間^[8]の満了の日までの期間についてはその間の年金を支払いません。
- (4) 本条(1)の請求があった場合、上乗年金^[5]は、その請求の日から3か月を経過後最初に到来する年金支払日から支払います。
- (5) 上乗年金^[5]の額は、会社の定める計算方法により算出するものとし、年金支払日ごとに会社の定める計算方法により分割して支払います。

備考（第5条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2] 「配偶者」には、届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- [3] 「年金上乗期間」とは、本条(1)の場合に、元の年金に上乗年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [4] 「元の年金」とは、本条による請求がなかったとした場合に支払うべき年金をいいます。
- [5] 「上乗年金」とは、元の年金の額に加えて支払う一定額の年金をいいます。
- [6] 「責任開始時以後」とは、第9条（責任開始の時）による責任開始の時以後をいいます。
- [7] 療養を必要とする状態とは、次のとおりとします。
- (1) 医師の治療を受けている状態
 - (2) 医師の指示に基づき静養している状態（(1)に該当する場合を除きます。）
- [8] 「保証期間」とは、被保険者が年金支払事由発生日以後に死亡した場合に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。

第6条（被保険者死亡の場合における上乗年金の支払）

年金上乗期間^[1]の満了する日までに被保険者が死亡した場合、年金上乗期間^[1]のうち継続年金^[2]を支払う期間分の上乗年金^[3]については、継続年金^[2]とともに支払います。

備考（第6条）

- [1] 「年金上乗期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(1)の場合に、元の年金に上乗年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [2] 「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。
- [3] 「上乗年金」とは、元の年金の額に加えて支払う一定額の年金をいいます。

第7条（年金上乗期間中に積み増された積増年金の支払）

- (1) 第5条（年金の上乗支払）(4)により上乗年金^[1]の支払を開始する日以後年金上乗期間^[2]の満了の日までの間に年金が積増しされたときは、その積増年金^[3]のうち年金不払期間^[4]分については、その積増しの都度、その積増年金^[3]を積み増す日から年金上乗期間^[2]の満了する日までの期間にわたって分割して支払います。
- (2) 本条(1)により支払う積増年金^[3]の額は、会社の定める方法により算出するものとし、年金支払日ごとに会社の定める方法により分割して支払います。
- (3) 年金上乗期間^[2]の満了する日までに被保険者が死亡した場合、年金上乗期間^[2]のうち継続年金^[5]を支払う期間分の積増年金^[3]については、継続年金^[5]とともに支払います。

備考（第7条）

- [1] 「上乗年金」とは、元の年金の額に加えて支払う一定額の年金をいいます。
- [2] 「年金上乗期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(1)の場合に、元の年金に上乗年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [3] 「積増年金」とは、第32条（契約者配当金の支払）(4)により積み増された年金をいいます。
- [4] 「年金不払期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(3)により年金の支払をしない期間をいいます。
- [5] 「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。

第8条（年金不払期間中に積み増された積増年金の支払）

- (1)年金上乗期間^[1]の満了の日の翌日以後に年金が積み増されたときは、その積増年金^[2]のうち年金不払期間^[3]分の支払については、第4条（年金の支払方法）にかかわらず、次のとおりとします。

被保険者の状態	年金不払期間 ^[3] 分の積増年金の支払
年金不払期間 ^[3] の満了時に被保険者が生存している場合	年金不払期間 ^[3] 満了後の最初の年金の支払の際に支払います。
年金不払期間 ^[3] 中に被保険者が死亡した場合	被保険者の死亡後に支払います。

- (2)本条(1)により支払う積増年金額は、会社の定める計算方法により算出します。

備考（第8条）

- [1] 「年金上乗期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(1)の場合に、元の年金に上乗年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [2] 「積増年金」とは、第32条（契約者配当金の支払）(4)により積み増された年金をいいます。
- [3] 「年金不払期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(3)により年金の支払をしない期間をいいます。

第3章 責任開始

第9条（責任開始の時）

- (1)会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
②会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時

- (2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とします。
- (3)会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。
- (4)本条(3)の場合、保険証券は保険契約者の勤務先^[1]を経由して保険契約者に交付します。ただし、保険契約者の勤務先^[1]が事務代行団体^[2]にこの基本契約にかかる事務を委託しているときは、事務代行団体^[2]および勤務先^[1]を経由して保険契約者に交付します。
- (5)基本契約は、会社が本条(3)の保険証券を発した時に成立するものとします。

備考（第9条）

- [1] 「勤務先」とは、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。
- [2] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。

第10条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ①会社名
- ②保険契約者兼被保険者の氏名
- ③年金受取人の氏名
- ④支払事由
- ⑤年金額
- ⑥年金支払期間
- ⑦保証期間

- ⑧ 年金支払開始年齢
- ⑨ 年金支払事由発生日
- ⑩ 保険料およびその払込方法
- ⑪ 契約日
- ⑫ 保険証券を作成した年月日
- ⑬ 非課税扱いの旨

第4章 保険料の払込み

第11条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

(1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、第13条（勤務先等による保険料払込みの代行）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

備考（第11条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

第12条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

備考（第12条）

- [1] 「猶予期間」とは、第11条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

第13条（勤務先等による保険料払込みの代行）

- (1) 第2回以降の保険料は、この基本契約にかかる勤務先^[1]が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、保険契約者に代わって払い込んでください。
- (2) 保険契約者の勤務先^[1]が事務代行団体^[2]にこの基本契約にかかる事務を委託している場合は、本条(1)にかかわらず、第2回以降の保険料は、その勤務先^[1]が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体^[2]が保険契約者に代わって払い込んでください。
- (3) 本条(1)(2)により勤務先等^[3]が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書^[4]または覚書^[5]に基づいてその勤務先等^[3]から会社^[6]に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれたものとします。

備考（第13条）

- [1] 「勤務先」とは、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。
- [2] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。
- [3] 「勤務先等」とは、勤務先または事務代行団体をいいます。
- [4] 「財形貯蓄取扱依頼書」とは、この基本契約にかかる事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものをいいます。
- [5] 「覚書」とは、財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約にかかる事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものをいいます。
- [6] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第14条（未経過期間に対する保険料の払戻し）

保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 基本契約の消滅
- ② 保険料額の減額変更
- ③ 保険料払込期間の短縮変更
- ④ 年金支払事由発生日の繰上変更
- ⑤ 保険料払済契約への変更

備考（第14条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。
たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第15条（保険料累計額の制限）

保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額^[1]の範囲内であることを必要とします。

備考（第15条）

[1] 保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。

第5章 契約の解除

第16条（重大事由による契約の解除）

(1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

① この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為^[1]があった場合

② 保険契約者または年金受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア. 反社会的勢力^[2]に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力^[2]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力^[2]を不当に利用していると認められること

エ. その他反社会的勢力^[2]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

③ 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②の事由と同等の重大な事由がある場合

(2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、すでにその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

(3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、年金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

備考（第16条）

[1] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[2] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第17条（加入限度額超過による契約の解除）

(1) 会社は、基本契約の基本年金^[1]額が、加入限度額^[2]を超える場合^[3]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。

(2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、年金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

備考（第17条）

[1] 「基本年金」とは、年金のうち第32条（契約者配当金の支払）(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。

[2] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。

[3] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第6章 契約の取消しおよび無効

第18条（詐欺による取消し）

保険契約者または年金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第19条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結を行ったときは、その基本契約は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7章 年金受取人または年金継続受取人の代表者

第20条（年金受取人または年金継続受取人の代表者）

- (1)基本契約について年金受取人または年金継続受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の年金受取人または年金継続受取人を代理するものとします。
- (2)年金受取人または年金継続受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社^[1]に提出してください。
- (3)本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について年金受取人または年金継続受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の年金受取人または年金継続受取人に対しても、その効力を有します。

備考（第20条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8章 住所等の変更

第21条（住所等の変更）

- (1)保険契約者、年金受取人または年金継続受取人が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。
- (2)本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者、年金受取人または年金継続受取人の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、年金受取人または年金継続受取人に到達したものとみなします。

備考（第21条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第9章 契約の変更

第22条（契約の変更）

- (1)保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後保険料払込期間の満了前に限り、次の変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金^[1]額を変更します。
 - ①保険料額を増額または減額するための変更
 - ②保険料の払込方法（回数）および保険料額を変更しないで、保険料払込期間を延長または短縮するための変更
 - ③保険料の払込方法（回数）および保険料額を変更しないで、年金支払事由発生日を繰り上げるまたは繰り下げするための変更
- (2)保険契約者は、変更後の基本契約が次のいずれかに該当することとなるとき、または基本契約の契約日における被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき^[2]は、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ①保険料額が1000円の倍数とならないとき
 - ②保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第15条（保険料累計額の制限）に規定する最高限度額を超えるとき
 - ③会社の定める契約種類が基本契約の契約日における財形終身年金保険の契約種類のいずれかに該当しないとき
 - ④保険料払込期間が5年に満たないとき、または25年を超えるとき
 - ⑤変更後の基本年金^[1]額が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないとき、または加入限度額^[3]を超えるとき^[4]

- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表2)を会社^[5]に提出してください。
- (4)保険料払済契約への変更後にする保険料払込期間の短縮変更^[6]の請求の場合には、基本年金^[1]額を変更しません。
- (5)本条(1)①の請求があった場合において、その基本契約に未払保険料があるときは、本条(1)の規定による保険料額の変更の効力は、その未払保険料に対しても及ぶものとします。

備考(第22条)

- [1]「基本年金」とは、年金のうち第32条(契約者配当金の支払)(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。
- [2]「基本契約の契約日における被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき」は、本条(1)②③の変更の場合に限ります。
- [3]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [4]「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [5]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [6]保険料払込期間の満了の日を保険料払済契約への変更の効力発生日の翌日とするものに限ります。

第23条(保険料払済契約への変更)

- (1)保険契約者は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により基本年金^[1]額を変更します。
- (2)保険契約者は、変更前の基本契約に対する未払保険料の額が積立金^[2]の額以上であるときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表2)を会社^[3]に提出してください。
- (4)本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。

備考(第23条)

- [1]「基本年金」とは、年金のうち第32条(契約者配当金の支払)(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。
- [2]「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第24条(保険料払済契約への変更の特例)

保険契約者が海外転勤継続適用申告書^[1]または育児休業等継続適用申告書^[2]を提出しようとするときは、第23条(保険料払済契約への変更)により基本契約を保険料払済契約に変更してください。

備考(第24条)

- [1]「海外転勤継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [2]「育児休業等継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をいいます。

第25条(保険料払済契約の復旧)

- (1)保険料払済契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、保険料払済契約の復旧^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金^[2]額を変更します。
- (2)保険料払込期間を経過しているときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表2)を会社^[3]に提出してください。
- (4)本条(1)の場合、変更後の基本年金^[2]額が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないときは、本条(1)の請求に併せて、その年金額を最低年金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をしてください。
- (5)本条(1)の請求があった場合、保険料払済契約に変更した日以後本条(1)の変更の効力発生日を含む月の前月までに払込時期^[4]が到来した保険料については、これを払い込む必要がありません。

備考(第25条)

- [1]「保険料払済契約の復旧」とは、保険料払済契約に変更した基本契約を再度保険料の払込みをする基本契約にする変更をいいます。
- [2]「基本年金」とは、年金のうち第32条(契約者配当金の支払)(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。
- [3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4]「払込時期」とは、第11条(第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間)(1)の払込時期をいいます。

第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第26条(加入年齢の計算)

- (1)基本契約の契約日における被保険者の年齢は、満年齢により計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(2)基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考(第26条)

[1]「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第27条(年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、その基本契約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したのものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として基本年金^[2]額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考(第27条)

[1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。

[2]「基本年金」とは、年金のうち第32条(契約者配当金の支払)(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。

第11章 解約

第28条(保険契約者による解約)

- (1)保険契約者は、年金支払事由発生日^[1]の前日までに限り、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2)保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表2)を会社^[2]に提出してください。
- (3)本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に効力を生じます。

- ①月ごとの契約応当日^[3]に解約の通知があったとき
- ②保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき

備考(第28条)

[1]「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条(加入年齢の計算)の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

[2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第29条(勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約)

保険料払込期間の満了前に基本契約^[1]が次の不適格事由等に該当するときは、次のとおり保険契約者から第28条(保険契約者による解約)(1)による解約の通知があったものとし、

不適格事由等	解約の通知があったものとする時
①保険契約者が財産形成非課税年金貯蓄申告書 ^[2] に記載した賃金の支払者 ^[3] にかかる勤労者 ^[4] に該当しないこととなったとき ^[5]	その賃金の支払者 ^[3] にかかる勤労者 ^[4] に該当しないこととなった時
②保険契約者が転任または退職した場合において、2年を経過する前に財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書を会社に提出しなかったとき	その2年を経過した時
③保険料払済契約に変更した基本契約について、最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧 ^[6] の請求およびこれに基づく保険料の払込みがなかったとき ^{[7][8]}	その2年を経過した時
④保険契約者が法施行区域外に転居したとき ^[7]	転居した時

⑤ 海外転勤継続適用申告書 ^[9] を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適合事由に該当することとなったとき	その事由に該当した時
⑥ 育児休業等継続適用申告書 ^[10] または育児休業等期間変更申告書 ^[11] を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する再開日までに保険料払済契約の復旧 ^[6] の請求およびこれに基づく保険料の払込みをしなかったとき	その申告書に記載した育児休業等の期間を経過した時
⑦ 勤務先が財形終身年金保険の基本契約にかかる事務を廃止したとき	その旨の届出があった時
⑧ 基本契約が勤労者財産形成促進法に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約の要件を欠くに至ったとき ^[12]	その事実が生じた時

備考（第 29 条）

- [1] 第22条（契約の変更）(4)の保険料払込期間の短縮変更をした基本契約を除きます。
- [2] 保険契約者が財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書を提出している場合は、その申告書とします。
- [3] 「賃金の支払者」とは、租税特別措置法に規定する賃金の支払者をいいます。
- [4] 勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
- [5] 転任または退職した場合を除きます。
- [6] 「保険料払済契約の復旧」とは、第25条（保険料払済契約の復旧）の保険料払済契約の復旧をいいます。
- [7] 海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。
- [8] 育児休業等継続適用申告書または育児休業等期間変更申告書の提出があった場合において、租税特別措置法施行令に規定する再開日が到来していないときを除きます。
- [9] 「海外転勤継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [10] 「育児休業等継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [11] 「育児休業等期間変更申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する育児休業等期間変更申告書をいいます。
- [12] ①②③のいずれかに該当するときを除きます。

第 12 章 返戻金の支払

第 30 条（返戻金の支払）

(1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

- ① 基本契約の解除
- ② 第 28 条（保険契約者による解約）の解約の通知
- ③ 基本契約の失効
- ④ 年金支払事由発生日^[1]前の被保険者の死亡

(2) 本条 (1) の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。

備考（第 30 条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

第 13 章 契約者配当

第 31 条（契約者配当金の割当て）

(1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

(2) 本条 (1) のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることがあります。

第 32 条（契約者配当金の支払）

(1) 年金支払事由発生前において第 31 条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中に到来する年金支払事由発生前の月ごとの契約応当日^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その月ごとの契約応当日^{[1][3]}から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

- (2)第31条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[4]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3)年金支払事由発生前において次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[5]を支払います。
- ① 被保険者の死亡
 - ② 基本契約の解除
 - ③ 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ④ 基本契約の失効
- (4)年金支払事由発生日^[6]または年金支払期間^[7]内の年ごとの年金支払事由発生日^[8]が到来したときは、契約者配当金^[9]を年金の保険料に充てて会社の定める計算方法によりその年金を積み増すことにより支払います。
- (5)本条(4)による積増年金は、契約者配当金^[9]を保険料に充てた日から年金の支払をするものであって、その日において基本契約について支払われるべき基本年金^[10]と同じものとしします。
- (6)第31条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

備考（第32条）

- [1]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 月ごとの契約応当日に基本契約の解除または第28条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約を除きます。
- [3] 基本契約の契約日からその日を含めて1年を経過しないときは最初の年ごとの契約応当日とします。
- [4] 翌事業年度中に年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(4)により年金を積み増すことにより支払うものを除きます。
- [5] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [6] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [7] 継続年金を支払っている保証期間を含みます。
- [8] 「年ごとの年金支払事由発生日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [9] 年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [10] 「基本年金」とは、年金のうち本条(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。

第14章 譲渡禁止

第33条（譲渡禁止）

年金受取人または年金継続受取人は、年金、継続年金^[1]、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

備考（第33条）

- [1] 「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。

第15章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

第34条（年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い）

年金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。

備考（第34条）

- [1] 「年金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 年金
 - (2) 継続年金
 - (3) 返戻金
 - (4) 契約者配当金
 - (5) 払い戻す保険料
- [2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払保険料
 - (2) その他会社が弁済を受けるべき金額

第 16 章 年金等の請求および支払時期等

第 35 条 (年金等の請求および支払時期等)

- (1)年金受取人または年金継続受取人が被保険者の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2)年金継続受取人の代表者が年金継続受取人の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (3)保険契約者、年金受取人または年金継続受取人は、会社の定めるところにより、必要書類(別表2)を会社^[1]に提出して年金等^[2]を請求してください。
- (4)年金等^[2]は、本条(3)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (5)年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社^[1]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(4)にかかわらず、年金等^[2]を支払うべき期限は、本条(3)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
①年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第5条(年金の上乗支払)所定の重度障害の状態または所定の療養を必要とする状態に該当する事実の有無
②この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第16条(重大事由による契約の解除)(1)②ア. からエ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の基本契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにける事実

- (6)本条(5)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(4)(5)にかかわらず、年金等^[2]を支払うべき期限は、本条(3)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数(①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、年金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
- ①本条(5)②に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - ②本条(5)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 - ③本条(5)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (7)本条(5)(6)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[4]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等^[2]の支払は行いません。
- (8)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

備考(第35条)

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2]「年金等」とは、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第 36 条 (消滅時効の援用)

年金等^[1]の支払を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

備考(第36条)

- [1]「年金等」とは、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

別表1 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの	
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	
11 両下肢を足関節以上で失ったもの	
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの	
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの	

別表2 必要書類

(1)年金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

①年金の支払

項目	提出する者	必要書類
年金の支払（第2条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
継続年金の支払（第3条関係）	年金継続受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 年金継続受取人の戸籍抄本 4 年金継続受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
年金の上乗支払（第5条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 配偶者であることを証明できる書類（配偶者について年金の上乗支払の請求をするときに限ります。） 5 年金受取人の戸籍抄本 6 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券

②返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
基本契約の解除もしくは解約または失効による返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡による返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

③その他

項目	提出する者	必要書類
未経過期間に対する保険料の払戻し（第14条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
年金受取人等の代表者の指定または変更（第20条関係）	年金受取人または年金継続受取人	1 会社所定の通知書 2 年金受取人または年金継続受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の変更（第22条、第23条、第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 財産形成非課税年金貯蓄申込書 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
保険契約者による解約（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

契約者配当金の支払 (第 32 条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
-------------------------	-------	---

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3)(1)の書類のうち、契約の変更および解約にかかるものは、勤務先を経由して会社に提出してください。

(4)勤務先が事務代行団体に基本契約にかかる事務を委託している場合は、(3)の書類は勤務先および事務代行団体を経由して会社に提出してください。

(5)会社は、(1)(2)(3)(4)の書類の提出について、書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により提出することを認めることがあります。

備考（別表 2）

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

指定代理請求特則Ⅱ条項

(平成30年4月2日制定)

(令和6年10月1日改正)

目次

第1条 趣旨	98
第2条 特則の付加	98
第3条 特則の対象となる保険金等の請求等	98
第4条 指定代理請求人の指定またはその変更	98
第5条 指定代理請求人による保険金等の請求等	99
第6条 告知義務違反等による契約の解除等	99
第7条 保険契約者による特則の解約	99
第8条 主約款等の規定の準用	99
第9条 基本契約が夫婦保険等の場合の特則	99
第10条 基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則	100
第11条 基本契約が学資保険（H24）等の場合の特則	100
第12条 基本契約に災害特約等が付加されている場合の特則	100
別表 必要書類	

第1条（趣旨）

この特則条項は、指定代理請求特則Ⅱについて定め、指定代理請求特則Ⅱは、保険金、給付金、祝金または年金（これらの名称の如何を問わず、保険料の払込免除を含みます。以下「保険金等」といいます。）の受取人が保険金等の請求等を行えない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって、保険契約者があらかじめ指定または指定の変更をした指定代理請求人が保険金等の請求等を行うことを可能とするものです。

第2条（特則の付加）

この特則は、被保険者の同意を得て、基本契約の締結の際にまたはその締結後に、基本契約に付加することができます。

第3条（特則の対象となる保険金等の請求等）

この特則の対象となる保険金等の請求等は、次のものとします。

- ①被保険者が受け取ることとなる保険金等^[1]の請求
- ②保険料の払込免除の請求
- ③重度障害による保険金の支払にかかる重度障害の通知

備考（第3条）

[1] 「被保険者が受け取ることとなる保険金等」には、被保険者と保険契約者が同一人の場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等を含みます。

第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）

(1)この特則を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める書類を提出し、あらかじめ次の範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定してください。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の親族
- ④①②③のほか、次の範囲内で被保険者のために保険金等の請求等をすべき相当な関係があると会社が認めたる
 - ア. 被保険者と法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - イ. 被保険者と同居している者
 - ウ. 被保険者の財産管理を行っている者
 - エ. 死亡保険金受取人

(2)本条(1)にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条(1)の範囲内で、指定代理請求人の指定を変更することができます。

(3)保険契約者が本条(1)の指定を変更しようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。

(4)本条(1)(2)の指定または指定の変更は、保険証券に記載を受け、またはその指定もしくは指定の変更が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

備考(第4条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第5条(指定代理請求人による保険金等の請求等)

(1)第3条(特則の対象となる保険金等の請求等)に定める保険金等の受取人^[1]が、保険金等の請求等をできない次のいずれかの事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類(別表)およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人^[1]に代わって保険金等の請求等を行うことができます。

- ① 保険金等の請求等の意思表示が困難であると会社が認めた場合
- ② 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③ その他これに準じる状態であると会社が認めた場合

(2)指定代理請求人が本条(1)の請求等を行う場合、指定代理請求人は請求等の時において、第4条(指定代理請求人の指定またはその変更)(1)の範囲内の者であることを必要とします。

(3)本条(1)により、会社が保険金等を保険金等の受取人^[1]の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求等を受けても、会社はこれを支払いません。

(4)本条(1)にかかわらず、故意に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者もしくは故意に被保険者を重度障害による保険金の支払いにかかる重度障害状態に該当させた者または故意に保険金等の受取人^[1]を本条(1)に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

備考(第5条)

[1] 重度障害による保険金の支払にかかる重度障害の通知または保険料の払込免除の請求の場合は、保険契約者とします。

第6条(告知義務違反等による契約の解除等)

この特則が付加されている場合において、基本契約^[1]もしくは基本契約に付加されている特約^[2]の告知義務違反による解除、重大事由による解除または加入限度額超過による解除について、保険契約者もしくはその法定代理人を知ることができないとき、またはこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者もしくはその法定代理人に通知できないときは、主約款等^[3]に定める通知の相手方のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

備考(第6条)

[1]「基本契約」には、契約変更に関する特則条項に定める基本契約の保険金額の増額等変更契約を含みます。

[2]「特約」には、契約変更に関する特則条項に定める特約の特約保険金額の増額等変更契約を含みます。

[3]「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

第7条(保険契約者による特則の解約)

(1)保険契約者は、いつでも将来に向かって、被保険者の同意を得て、この特則を解約することができます。

(2)本条(1)によりこの特則が解約された場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。

(3)保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表)を会社^[1]に提出してください。

(4)本条(1)の解約は、保険証券に記載を受け、または解約が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

備考(第7条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8条(主約款等の規定の準用)

この特則条項に別段の定めのないときは、主約款等^[1]の規定を準用します。

備考(第8条)

[1]「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

第9条(基本契約が夫婦保険等の場合の特則)

この特則を夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約^[1]に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

- ① 第2条(特則の付加)および第7条(保険契約者による特則の解約)(1)中「被保険者」とあるのは「配偶者である被保険者」と読み替えます。

②第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)(2)にかかわらず、保険契約者は、配偶者である被保険者の同意を得て、次の者の指定代理請求人として、それぞれ次の者を指定してください。

ア. 主たる被保険者の指定代理請求人 配偶者である被保険者

イ. 配偶者である被保険者の指定代理請求人 主たる被保険者

備考（第9条）

[1] 主たる被保険者または配偶者である被保険者が死亡（主約款等の規定により死亡とみなされる場合を含みます。）している基本契約および配偶者である被保険者が被保険者の資格を失っている基本契約を除きます。

第10条（基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則）

この特則を財形積立貯蓄保険または財形住宅貯蓄保険の基本契約に付加した場合には、第3条（特則の対象となる保険金等の請求等）③中「保険金」とあるのは「死亡保険金または死亡返戻金」と読み替えます。

第11条（基本契約が学資保険（H24）等の場合の特則）

この特則を学資保険（H24）または学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

①第3条（特則の対象となる保険金等の請求等）①②③にかかわらず、この特則の対象となる保険金等の請求は、次のものとします。

ア. 保険契約者が受け取ることとなる保険金等の請求

イ. 保険料の払込免除の請求

②第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)①②③④および別表（必要書類）中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

③基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務が承継されたときは、この特則が解約されたものとみなします。この場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。

第12条（基本契約に災害特約等が付加されている場合の特則）

(1)この特則を付加した基本契約に災害特約が付加されている場合には、災害特約条項第4条（被保険者が死亡した場合の傷害保険金等の請求の取扱い）(1)②中「指定代理請求特則条項」とあるのは「指定代理請求特則Ⅱ条項」と読み替えます。

(2)この特則を付加した基本契約に無配当傷害入院特約が付加されている場合には、無配当傷害入院特約条項第4条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）(1)②中「指定代理請求特則条項」とあるのは「指定代理請求特則Ⅱ条項」と読み替えます。

(3)この特則を付加した基本契約に無配当疾病傷害入院特約が付加されている場合には、無配当疾病傷害入院特約条項第5条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）(1)②中「指定代理請求特則条項」とあるのは「指定代理請求特則Ⅱ条項」と読み替えます。

別表 必要書類

(1)この特則条項に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

項目	提出する者	必要書類
指定代理請求人の指定の変更（第4条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求等（第5条関係）	指定代理請求人	1 主約款等に定める保険金等の請求書類 2 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 3 指定代理請求人の印鑑証明書または健康保険証 4 被保険者および指定代理請求人の住民票 5 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類
特則の解約（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

(2)会社は、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の提出の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

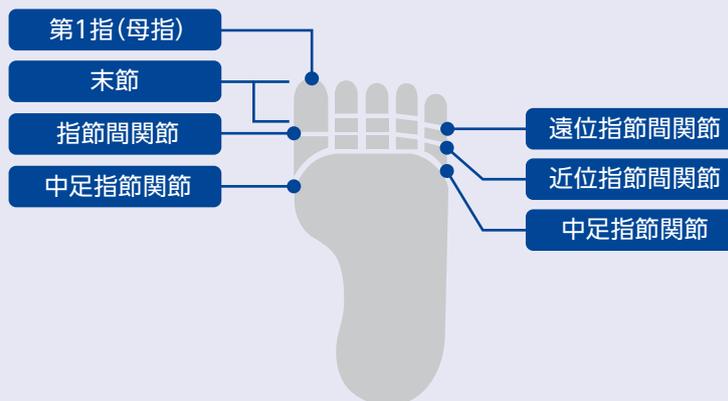
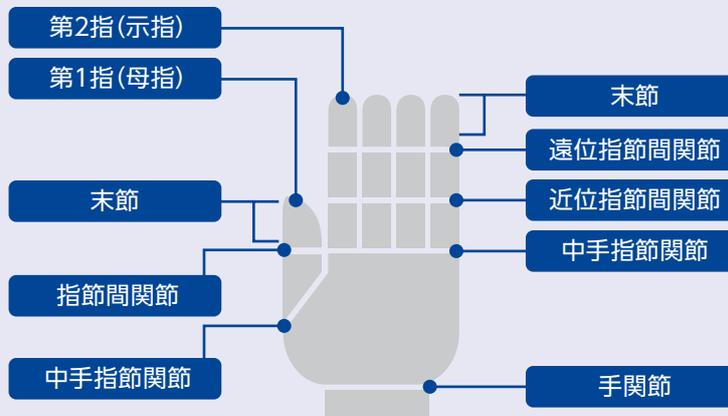
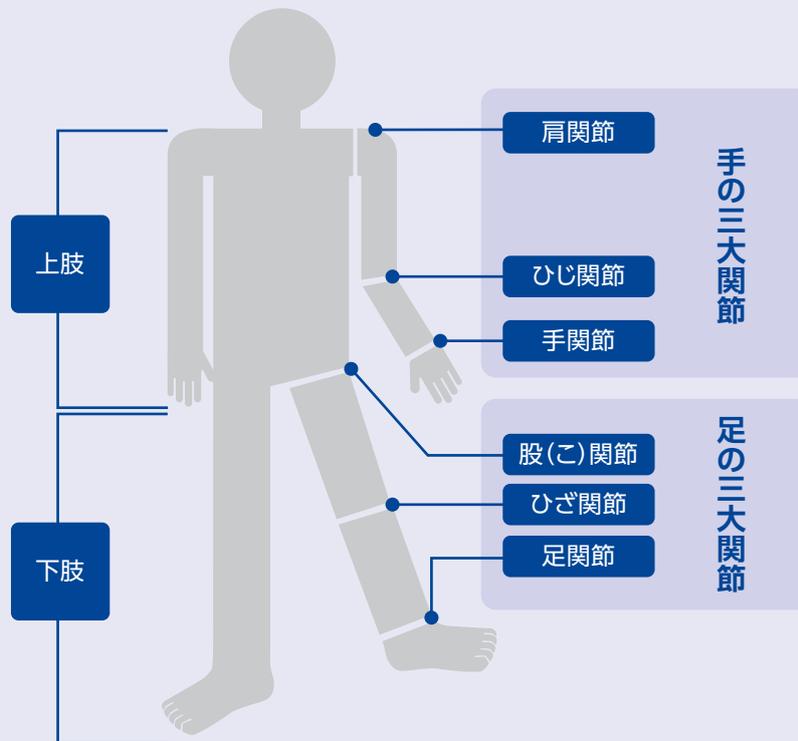
(3)会社は、(1)(2)の書類の提出について、書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により提出することを認めることがあります。

備考（別表）

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

身体部位の名称

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



用語解説 このしおりを読む上で参考になる「用語解説」

い 遺族／法定相続人

【遺族】

- 当社(かんぽ生命)では、保険契約の目的は、多くの場合、被保険者またはその遺族の方の「経済生活の安定」のためという考え方に基づき、死亡保険金受取人が死亡した場合は、約款により、被保険者の遺族の方を新たな死亡保険金受取人としています。

約款参照

「遺族」の具体的な範囲は、約款(死亡保険金受取人の死亡)の条文

- 他社の保険契約では、一般的に、保険金受取人の法定相続人が新たな保険金受取人となっています。

参考 法定相続人

民法の規定により、相続人となる権利のある方をいいます。

か 加入限度額

- 法令で定められた被保険者1人について加入できる払込保険料総額や年金の年額をいいます。

しおり参照

「加入の制限」のページ

加入年齢

- 被保険者の加入時の年齢のことであり、保険種類に応じて、次のとおりです。
 - 財形積立貯蓄保険、財形住宅貯蓄保険
出生の月から契約日の属する月まで月をもって計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切り捨て、6カ月を超えるものは切り上げます。
 - 財形終身年金保険
満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

(例) 36歳7カ月の被保険者の加入年齢は37歳となります(ただし、財形終身年金保険の被保険者の加入年齢については、満年齢ですので36歳となります。)

保険証券に表示があります。

き 基準保険金額

- 当社(かんぽ生命)と契約を締結するときに保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

基本契約

- 「普通保険約款」に記載されている契約内容をいいます。

基本年金額

- 当社(かんぽ生命)と契約を締結するときに保険契約申込書に記載された年金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

クーリング・オフ

- 契約の申し込み後であっても、一定の期間内であれば、その撤回または解除ができる制度をいいます。

しおり参照

「クーリング・オフ制度」のページ

け 継続年金

- 年金継続受取人が受け取る年金を継続年金といいます。

契約応当日

- 契約後の保険期間中に迎える、毎月または毎年の契約日に対応する日をいいます。
- 契約日に対応する日がない月の場合は、その月の翌月の1日をいいます。

契約関係者 (保険契約者／被保険者／年金受取人／ 年金継続受取人／保険金受取人)

【保険契約者】

- 当社(かんぽ生命)と契約を結び、契約上の権利(例えば、契約内容の変更権)と、義務(例えば、保険料の払い込み)がある方をいいます。

【被保険者】

- その方の生死などが保険の対象となる方をいいます。その方の生死に関して保険金や年金が支払われます。

【年金受取人】

- 年金を受け取る方をいいます。

【年金継続受取人】

- 保証期間内に被保険者が死亡したときに、残りの保証期間の年金を受け取る方を年金継続受取人といいます。

(注) 継続年金を受け取る権利は、ご契約者の相続財産となりますので、民法の相続の規定により、ご契約者から権利義務を承継した方が年金継続受取人となります。

【保険金受取人】

- 保険金を受け取る方をいいます。

保険証券に表示があります。
(年金継続受取人を除きます。)

契約者配当金

- 毎年の決算に基づき、契約ごとに割り当てられる、または割り当てられたお金をいいます。

しおり参照

「契約者配当金」のページ

契約日

- 契約の保障(責任)が始まる日をいい、加入年齢や保険期間などの計算の基準となる日をいいます。

保険証券に表示があります。

し

失効

しおり参照

「保険料の払込猶予期間と契約の失効」のページ

譲渡禁止

しおり参照

「ご契約者をはじめとした関係者の保護」のページ

た

第1回保険料相当額

- 契約の申し込みの際に、ご契約者が払い込むお金をいい、契約が成立したときには、第1回保険料となります。

つ

積立金(責任準備金)

- 将来の保険金などの支払いに備えて、保険料の中から積み立てているお金をいいます。

ね

年金支払事由発生日

- 被保険者が年金支払開始年齢に達した日が年金支払事由発生日となります。

は

払込時期

- 毎月の保険料を払い込む期間をいい、月ごとの契約応当日を含む月の1日から末日までをいいます。
- 月ごとの契約応当日がその月の翌月1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までとします。

(例) 契約日が1月31日の場合、2月については、31日がないので、3月1日が月ごとの契約応当日となり、払込時期は、2月1日から同月末日までとなります。

保険証券に表示があります。

へ

返戻金

- 契約を解約したときなどに、当社(かんぽ生命)からご契約者に支払うお金をいいます。
- 保険種類や解約の時期によって、返戻金の有無や金額は異なります。

ほ

保険期間

- 契約上の保障(責任)が開始する日(契約日)から終了するまでの期間をいいます。

保険証券に表示があります。

保険金(額)

- 被保険者が死亡などの所定の支払事由に該当したときに、当社(かんぽ生命)から支払うお金(金額)をいいます。

保険証券に表示があります。

保険金の支払事由

- 被保険者の死亡などの保険金を支払う事由をいいます。

保険証券

- 契約した保険の内容(保険金額や保険期間、または年金額や年金支払期間など)を具体的に記載した書面で、当社(かんぽ生命)からご契約者に交付します。大切に保管してください。

保険料

- ご契約者から、契約に基づき、保険金や年金などの支払いの対価として、当社(かんぽ生命)に払い込むお金をいいます。

保険証券に表示があります。

保険料払込期間

- 保険料を払い込む期間をいいます。

保険証券に表示があります。

保証期間

- 財形終身年金保険において、被保険者が、年金支払事由発生日以後に死亡した場合に、当社(かんぽ生命)が年金継続受取人に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。

保障(責任)開始時／
保障(責任)開始の日

【保障(責任)開始時】

- 当社(かんぽ生命)が契約上の保障(責任)を開始する時をいいます。約款では「責任開始の時」と記載しています。

【保障(責任)開始の日】

- 保障(責任)開始時を含む日をいいます。約款では「責任開始の日」と記載しています。

保険証券に表示があります。

め

免責事由

- 保険金などの支払事由に該当している場合でも、保険金などが支払われない事由をいいます。

や

約款

- ご契約者と当社(かんぽ生命)との「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」をあらかじめ定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。
- 約款には、「普通保険約款」、「特則条項」があります。
- 特則条項は、「普通保険約款」に記載している契約内容と異なる特別な約束をするための契約内容をいいます。

ゆ

郵便局

- 「郵便局」は、日本郵政グループの1つであり、当社(かんぽ生命)は業務の一部を委託しています。

問い合わせ窓口

電話での問い合わせ・相談・苦情

かんぼコールセンター

通話料無料



ここにきこう
0120-552-950

ご高齢のお客さま専用コールセンター

通話料無料



0120-744-552

※オペレーターに直接つながり、お問い合わせに対してゆっくと丁寧に対応します。

受付時間：9:00～21:00(平日) 9:00～17:00(土・日・休日) ※1月1日～3日は除きます。

- 土・日・休日の個別の契約に関する回答は、翌営業日以降(12月28日17:00～12月31日にお問い合わせいただいた場合は1月4日以降)になります。



窓口などでの手続きや相談

1. 当社(かんぼ生命)の支店

▶ 当社Webサイトで確認してください。

2. 最寄りの郵便局

▶ 郵便局のWebサイトで確認してください。

当社の説明では、ご納得いただけない場合

- 当社では、保険金の支払いなどに関する苦情について、お客さま相談窓口などにおいて、その解決に向けて対応させていただいています。
- これらの相談窓口の説明ではどうしてもご納得いただけず、第三者的な立場での審査をご希望されるなど、お客さま相談対応の中でその解決を図ることが困難となった場合(紛争が生じた場合)は、ご契約者などからの審査の請求に基づき、社外の弁護士などにより構成される「**査定審査会**」(当社組織)において「**中立かつ公平な審査**」を行う取り組みを行っています。
- 当社では、このような取り組みを通じて、ご契約者などの正当な利益の保護に資するとともに、会社の査定などの業務の適正な執行の維持を図っています。なお、査定審査会は、今後変更することがあります。最新の情報は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)で確認してください。

この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。一般社団法人生命保険協会の「**生命保険相談所**」では、来訪・電話および下記のWebサイトにより、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「**連絡所**」を設置し、電話にてお受けしています。

【生命保険相談所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)
TEL.03-3286-2648 Webサイト(<https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「**裁定審査会**」を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。

- 【お願い】
- 個別の契約に関する照会、問い合わせなどの際には「**保険証券**」をご用意の上、ご連絡ください。
 - プライバシーの保護のため、問い合わせなどはご契約者本人や保険金受取人本人から願います。

説明事項の確認のお願い

この冊子は、契約に伴う大切な事項を記載したものです。
必ずお読みになり、内容を十分に確認してください。

特に

	しよりのページ ▼
●クーリング・オフ制度	8
●契約の保障(責任)の開始	8
●保険料の払込方法	28
●保険料の払込猶予期間と契約の失効	28
●契約の解約と返戻金	32
●保険金などを支払いできない場合	24

などは、契約に際して、ぜひ理解していただきたい事項です。保険料の受領など社員の役割も含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記にお問い合わせください。

なお、「この冊子」は「保険証券」とともに大切に保管し、ご活用ください。

お手続きやご契約に関するご相談は、担当者か、かんぽ生命の支店、
最寄りの郵便局または下記のコールセンターにお問い合わせください。

かんぽコールセンター
(通話料無料)



ここにきこう
0120-552-950

ご高齢のお客さま専用
コールセンター
(通話料無料)



0120-744-552

※ご高齢のお客さま専用のコールセンターです。
※オペレーターに直接つながり、お問い合わせに対してゆっくりと丁寧に応対します。

受付時間：9:00～21:00(平日) 9:00～17:00(土・日・休日) ※1月1日～3日は除きます。

取扱店名・電話番号など

株式会社 かんぽ生命保険

本社 〒100-8794 東京都千代田区大手町2-3-1
Webサイト <https://www.jp-life.japanpost.jp/>



ご契約のしおり・約款には見やすい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。